

検討対象事務評価シート

資料2

④

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 児童福祉に関する審議会その他合議制の機関(児童福祉審議会)の設置に関する事務											
(1) 児童福祉に関する審議会 その他合議制の機関(児童福祉審議会)の設置に関する事務	児童福祉法第8条第1項に基づき設置した東京都児童福祉審議会の運営 ・知事の諮問に答えること ・調査審議した事項について、関係行政機関に意見を具申すること ・個々の児童福祉行政に関し意見を述べること ・児童福祉文化財につき推薦、勧告すること	区						△		○児童相談所の行う措置等について諮問する児童福祉審議会の設置に関する事務であり、処理する事務に応じて指定都市、児童相談所設置市及び中核市に移譲されている事務である。本事務は、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と密接に関連する事務であり、児童相談所の設置と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都						○		○児童福祉審議会は、都道府県に必置の審議会であり、引き続き、都が処理する方向で検討する。ただし、特別区に新たに児童福祉審議会を設置し、児童福祉法第8条第7項、第27条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定に基づく事務を担うようにするかどうかは、これらの規定に基づく都道府県知事の権能の役割分担の整理に従い、検討する必要がある。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名	児童福祉に関する審議会その他合議制の機関(児童福祉審議会)の設置に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>児童福祉審議会は、都道府県に必置の審議会であり、引き続き、都が処理する方向で検討する。ただし、特別区に新たに児童福祉審議会を設置し、児童福祉法第8条第7項、第27条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定に基づく事務を担うようにするかどうかは、これらの規定に基づく都道府県知事の権能の役割分担の整理に従い、検討する必要がある。</p>
担当	福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由 児童福祉法第8条の規定により、児童福祉審議会は都道府県に必置とされている。	
	○		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	
			総合評価
			都 区 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名	児童福祉に関する審議会その他合議制の機関(児童福祉審議会)の設置に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○児童相談所を行う措置、里親の認定及び児童福祉施設の取消し命令などについて諮問する児童福祉審議会の設置に関する事務であり、処理する事務に応じて指定都市、児童相談所設置市及び中核市に移譲されている事務である。本事務は、「④-1-2-(1)児童相談所設置などに関する事務」と密接に関連する事務であり、児童相談所と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○特別区が児童相談所設置市として児童福祉審議会を設置するためには、政令の指定を受けるための法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲される事務に関しては、特別区に同種の審議会を設置することで対応は可能と考える。</p>						
担当局	福祉保健局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	△	特別区が児童相談所設置市として児童福祉審議会を設置するためには、政令の指定を受けるための法改正が必要である。							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務の内容

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名	児童福祉に関する審議会その他合議制の機関(児童福祉審議会)の設置に関する事務
担当	福祉保健局
事	(事務の概要) 1 目的 ①児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項 ②母子家庭の福祉に関する事項 ③母子保健に関する事項 を調査審議し、知事の諮問に答え、又は関係機関に意見を具申し、児童福祉行政の向上を図る。 2 事業概要 児童福祉法(以下「法」という。)第8条第1項に基づき設置した東京都児童福祉審議会の運営 (職務内容)・知事の諮問に答えること ・調査審議した事項について、関係行政機関に意見を具申すること ・個々の児童福祉行政に関し意見を述べること ・児童福祉文化財につき推薦、勧告すること (委員数、任期)児童等の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者20名以内で構成。 任期は2年。特別の事項を調査審議するため必要があるときは臨時委員を置く。 3 根拠法等 法第8条、東京都児童福祉審議会条例
	(主な事務内容) 1 管理機関の諮問に答えること(法第8条第4項) 知事の諮問に答える権限を持つ。この権限は同時に義務でもある。 2 関係行政機関に意見を具申すること(法第8条第4項) 調査審議した事項について、すすんで関係行政機関に意見を具申することができる。 3 関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めること(法第8条第5項) 必要事項の調査審議のため、みずから必要な資料を収集することはもちろんであるが、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。 4 個々の児童福祉行政に関し意見を述べること 法は、個々の具体的な行政事務について、特に児童福祉審議会の意見を聴かなければならない旨の規定をおき、事務執行の適正を期している。 ① 知事が里親等への委託、児童養護施設等への入所など、法第27条第1項第1号から第3号までの措置又は第2項の措置を採る場合、及びこれらの措置を解除、停止、変更する場合において、児童若しくは保護者の意向が当該措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるとき。(法第27条第6項、令第32条) ② 知事が、児童福祉施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずるとき。(法第46条第4項) ③ 児童福祉施設の認可を受けないか、又は認可の取り消し処分を受けた施設について、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるとき。(第59条第5項) ④ 知事が、適当な者を里親として認定するとき。(令第29条)
内	5 児童福祉文化財につき推薦、勧告すること(第8条第7項) 児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。 (特別区における事務処理の状況) 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 (標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無
	(その他) ・法第59条の4の規定により指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市、金沢市)が設置する児童福祉審議会は、都道府県児童福祉審議会と同等の権限を持つ。

(都における事務処理の状況) 本委員会(年1〜2回)の他に3つの部会を設置している。 1 子ども権利擁護部会(月1回) 虐待等を理由とする児童の施設への入所の措置等について、保護者等の同意を得られない場合、児童相談所の採るべき措置について諮問する。また、子どもの権利擁護専門相談事業の困難事例について意見を述べる。 2 里親認定部会(隔月1回) 里親(養育家庭等)の適格性を認定するときに諮問。 3 専門部会(月1回程度) 児童福祉行政の諸問題の中から課題を設定し、意見を述べる。 今期の審議テーマは「社会的養護の下に育つ子どもたちへの専門的ケアのあり方について」。平成19年4月に専門部会を立ち上げ審議を進め、平成20年8月までに「最終のまとめ」を取りまとめる予定。 ※改正児童虐待防止法により、立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事例等についての都道府県知事による児童福祉審議会への報告義務が規定されることとなった。これに基づき、平成20年度には児童虐待死亡事例等検証部会(仮称)を設置する予定【新規】(随時開催)
児童福祉審議会は、児童福祉法第8条において ・都道府県に設置義務 ・市町村(特別区含む)に設置できる規定 よって、児童福祉審議会の設置自体が移管対象というわけではないが、特別区が設置する児童福祉審議会に都道府県児童福祉審議会と同様の機能を持たせることについて検討する。 <都道府県児童福祉審議会のみが有する機能> ・法第8条第7項…児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対して必要な勧告をすること。 ・法第27条第6項…都道府県知事が里親等への委託、児童養護施設等への入所の措置を行うときまたは解除するときに意見を述べること。 ・法第46条第4項…都道府県知事が児童福祉施設の設置者に対しその事業の取り消しを命ずるときに意見を述べること。 ・法第59条第5項…児童福祉施設の認可を受けないか又は認可の取消し処分を受けた施設について、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるときに意見を述べること。 ・児童福祉法施行令第29条…都道府県知事が適当なものを里親として認定するときに意見を述べること。

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
2児童相談所設置などに関する事務											
(1) 児童相談所設置などに関する事務	児童福祉法、少年法、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童相談所の設置を行い、18歳未満の児童に関する相談及び市町村支援に関する事務を行う。	区	△		△				△	<p>○児童に関する専門的な相談、一時保護、措置等を行う児童相談所の設置に関する事務であり、指定都市及び児童相談所設置市に移譲されている事務である。区市町村の区域を越えた広域的な連携及び調整、極めて高度な専門性の確保などの対応を考慮する必要があるが、現在、特別区が実施している児童家庭相談と合わせて、児童に関する相談及び支援を一体的に行うことができるように、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。なお、児童相談所の設置自体を特別区に移譲するには、法改正を含めた検討が必要である。</p> <p>○当該事務については、特に虐待が疑われる場合などには、立入調査から一時保護、児童福祉施設への措置といった、一貫した要保護児童対策等を実施することが必要不可欠であり、専門的、技術的な対応が可能な体制が整備されている必要がある。</p> <p>○都においては、区部に7ヶ所、多摩に4ヶ所の計11ヶ所に児童相談所を設置しており、規模のメリットを生かして、専門性の高い人材を確保・育成してきた。近年、虐待件数の増大に伴い、児童相談所の児童福祉司の定数を増やしてきたが、一方ではそれに見合う専門的人材の確保・育成が難しい状況がある。</p> <p>○児童相談所業務のうち、特に相談業務は、地域との連携が求められることから、特別区が実施するメリットは大きい。</p> <p>○しかしながら、確保すべき人材の総数は、現在よりも多くなると考えられ、すべての区において専門的人材の必要数を常時確保・育成する必要がある。</p> <p>○次に、生命に係るような重篤な児童虐待への対応など極めて緊急性を要する事案については、緊密な連携と迅速的確な対応が求められ、区部全体が困難事例にも対処できるよう、相談対応力の強化が必要である。</p> <p>○また、児童相談業務においては、実情に応じて、区の区域を越えて親子分離を行うなどの対応が必要であり、区間の広域的な連携体制が必要である。</p> <p>○上記に加え、必要に応じて、速やかに児童を保護できる一時保護所の設置等が必須となる。</p> <p>○よって、当該事務は、区に移管する方向で検討するが、上に掲げた各課題の解決が前提である。</p>	区
		都			△	△					

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名	児童相談所設置などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務については、特に虐待が疑われる場合などには、立入調査から一時保護、児童福祉施設への措置といった、一貫した要保護児童対策等を実施することが必要不可欠であり、専門的、技術的な対応が可能な体制が整備されている必要がある。</p> <p>○都においては、区部に7ヶ所、多摩に4ヶ所の計11ヶ所に児童相談所を設置しており、規模のメリットを生かして、専門性の高い人材を確保・育成してきた。近年、虐待件数の増大に伴い、児童相談所の児童福祉司の定数を増やしてきたが、一方ではそれに見合う専門的人材の確保・育成が難しい状況がある。</p> <p>○児童相談所業務のうち、特に相談業務は、地域との連携が求められることから、特別区が実施するメリットは大きい。</p> <p>○しかしながら、確保すべき人材の総数は、現在よりも多くなると考えられ、すべての区において専門的人材の必要数を常時確保・育成する必要がある。</p> <p>○次に、生命に係るような重篤な児童虐待への対応など極めて緊急性を要する事案については、緊密な連携と迅速的確な対応が求められ、区部全体が困難事例にも対処できるよう、相談対応力の強化が必要である。</p> <p>○また、児童相談業務においては、実情に応じて、区の区域を越えて親子分離を行うなどの対応が必要であり、区間の広域的な連携体制が必要である。</p> <p>○上記に加え、必要に応じて、速やかに児童を保護できる一時保護所の設置等が必須となる。</p> <p>○よって、当該事務は、区に移管する方向で検討するが、上に掲げた各課題の解決が前提である。</p>
担当	福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由 特別区が一定以上の規模になっても、児童相談所長、児童福祉司は、児童福祉法において資格要件が示されており、高い専門性が求められる。	
	△		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由 特別区が一定以上の規模になっても、児童相談所に付設する一時保護所や児童福祉施設の設置・運営について、特別区単体で処理することは効率性の面から課題がある。	
	△		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
評	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名		児童相談所設置などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○児童相談所を設置し、虐待・障害・不登校などの専門的な相談に応じ、一時保護及び調査・判定に基づく施設入所などの援助を行う等、児童の成長を保障するための事務であり、指定都市及び児童相談所設置市に移譲されている事務である。判断基準に照らして、一時保護や児童福祉施設入所等に関する広域的な調整や特に高度な専門的知識・技術を要する相談に対する援助など、都が担うべき事務もあるが、現在、特別区が実施している児童家庭相談と合わせて子育て支援から要保護児童への対応まで、児童に関する相談及び支援を一体的に行うことができるように特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の区域を越えた広域的な対応が必要となる場合もあるが、都区の役割分担及び各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による一元的な処理が必要とは言えない。 ・医師、児童福祉司等の専門技術を持った人材や、効率的な執行体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引継ぐほか、各区間の連携によれば事業の円滑な執行は可能と考えられる。 <p>○児童相談所の設置自体を特別区に移譲するには、児童相談所設置市の政令指定を受けるための法改正を含めた検討が必要である。なお、政府の地方分権改革推進要綱（第1次）においては、都道府県と市との協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直す方針が示されている。</p> <p>○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。</p> <p>○広域的な対応を要する場合の都区間の役割分担及び各区間の連携の方策、また専門技術を要する人材の確保等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	区に移譲した場合においても、一時保護や施設入所に関して広域的な調整や、特に高度な専門的知識及び技術を要する相談への対応に関する技術的援助や助言を行うなどの広域的な対応が必要となる。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
△	医師、児童福祉司等の専門技術を持った人材の確保が必要である。			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	児童相談所設置市の政令指定を受けるための法改正を含めた検討が必要である。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
		総合評価		
		都	区	
		保		

検討対象事務の内容

4

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名	児童相談所設置などに関する事務															
担当	福祉保健局															
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法(以下「法」という。)、少年法、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童相談所の設置を行い、18歳未満の児童に関する相談及び市町村支援に関する事務を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>①設置状況 中央児童相談所1ヶ所、地域児童相談所10ヶ所計11ヶ所の体制(区部7ヶ所、多摩4ヶ所)</p> <p>②平成18年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談受理実績 合計 29,777 養護相談6,610件(うち虐待相談3,288件)、保健相談1,425件 障害相談8,847件、非行相談1,623件、育成相談6,965件、その他の相談4,307件 施設入所措置(新規入所) 1,858件(うち乳児院485件、児童養護施設668件、知的障害児施設76件、その他629件) 施設入所措置(平成18年度末)3,736件(うち乳児院454件、児童養護施設2,827件、知的障害児施設152件、その他303件) 一時保護状況(新規入所)1,444件 里親委託の状況 年度末委託児童数357件、年度末里親登録数409件 														
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所を設置すること(法第12条) 児童相談所の所長を監督すること(法第12条の2) 児童福祉司を置くこと(法第13条) 送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について児童相談所長が採る措置に関すること(法第26条) 送致のあった児童につき都道府県が採る措置に関すること(法第27条) 保護処分決定を受けた児童につき、都道府県が採る措置に関すること(法第27条の2) 強制的措置を必要とする場合の事件の家庭裁判所への送致に関すること(法第27条の3) 保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合に都道府県が採る措置に関すること(法第28条) 児童委員等をして児童の住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をさせること(法第29条) 児童以外の児童を親権を行う者から離して自己の家庭に同居させた者からの届出の受理に関すること(法第30条) 里親等に対する指示又は報告の聴取に関すること(法第30条の2) 児童が満20歳に達するまで都道府県が採ることができる措置に関すること(法第31条) 児童相談所長をして児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に一時保護を加えさせることを委託させること(法第33条) 家庭裁判所への送致に関すること(少年法第6条) 家庭裁判所からの送致を受けること(少年法第18条) 児童の住所又は居所への立入調査等に関すること(児童虐待の防止等に関する法律第9条) 児童虐待を行った保護者に対する指導に関すること(児童虐待の防止等に関する法律第11条) 児童福祉司等の意見の聴取に関すること(児童虐待の防止等に関する法律第13条) 	<p><一時保護所の定員></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保護定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童相談センター</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>西部一時保護所</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>足立</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>八王子</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>立川</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table> <p>※西部一時保護所(児童相談センター所管)は、平成18年4月1日開設</p> <p>※墨田児童相談所一時保護所は、西部一時保護所の全面開設に伴い、平成18年3月31日付休止。</p>		保護定員	児童相談センター	48	西部一時保護所	32	足立	24	八王子	24	立川	16	計	144
		保護定員														
児童相談センター	48															
西部一時保護所	32															
足立	24															
八王子	24															
立川	16															
計	144															
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 <p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務は、原則として都道府県が処理することとされているが、法第59条の4の規定により指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市及び金沢市)等においては、当該市が処理するものとされている。 																

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
3里親の認定などに関する事務											
(1)里親の認定などに関する事務	児童福祉法に基づき、里親希望者に対し、里親として適当であるかを調査し、適当であるものを里親として認定する。	区								<p>○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都				△				<p>○本事務は、「児童相談所設置などに関する事務（④ア1-2-(1)）」の里親への委託（法第27条）と密接な関連があり、この事務と一体的に取り扱う必要がある。</p> <p>○児童相談所設置などに関する事務と併せて、地域の実情に詳しい特別区が担うことで、きめ細かな対応が可能になると期待できる。</p> <p>よって、当該事務は、児童相談所の移管と一体的に考えて、移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 1 中区分 3 小区分 (1)

事業名		里親の認定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○本事務は、「児童相談所設置などに関する事務(④ア1-2-(1))」の里親への委託(法第27条)と密接な関連があり、この事務と一体的に取り扱う必要がある。</p> <p>○児童相談所設置などに関する事務と併せて、地域の実情に詳しい特別区が担うことで、きめ細かな対応が可能になると期待できる。</p> <p>よって、当該事務は、児童相談所の移管と一体的に考えて、移管する方向で検討する。</p>	
担当		福祉保健局			
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		理由		
	チェック				
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				理由
	チェック				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				理由
	チェック				
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			理由 調査訪問、報告書の作成等について一定の専門性が必要であるが、一定の規模の区となることで、専門性を有する職員を確保することが可能となる。
チェック		△			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		理由			
チェック					
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		理由		
	チェック				
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		理由 児童相談所設置などに関する事務と一体的に取り扱う必要がある。		
	チェック				

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 1 中区分 3 小区分 (1)

事業名	里親の認定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○児童相談所が児童の養育を委託する里親の認定などに関する事務であり、指定都市及び児童相談所設置市に移譲されているほか、受理事務及び調査について事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はなく、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○児童相談所設置市として事務を行うには、政令の指定を受けるための法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p>
担当局	福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

4

大区分 1 中区分 3 小区分 (1)

事業名	里親の認定などに関する事務	
担当	福祉保健局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>・児童福祉法(以下「法」という。)に基づき、里親希望者に対し、里親として適当であるかを調査し、適当であるものを里親として認定する。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>1及び2については、都内11ヶ所の里親希望者の住所地を所管している各児童相談所が行う。 3については、児童相談センター里親担当と各児童相談所が行う。 4については、児童相談センター里親担当が行う。 5及び6については、少子社会対策部と児童相談センター里親担当が行う。 7及び8については、少子社会対策部育成支援課が行う。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 里親希望者からの登録の問合せに対し、制度を説明する。 2 里親希望者からの申請書の受理(里親の認定等に関する省令(以下、「省令」という。)第6条) 3 里親希望者家庭への訪問調査(省令第7条) 4 里親家庭調査書作成(省令第7条) 5 児童福祉審議会里親認定部会への諮問(法第27条) 6 児童福祉審議会里親認定部会での審議(法第27条) 7 児童福祉審議会里親認定部会の答申を受け東京都知事の里親認定(法第6条の3) 8 里親の行う養育に関する最低基準を確保するための報告徴収・立入検査(法第46条)</p>	<p><里親新規登録数> 19年度 53家庭(養育家庭30、養子縁組23)</p>
	<p>※ 里親とは(法第6条の3)</p> <p>保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるもの</p>	<p><里親登録数>19年11月末 576家庭(養育家庭414、養子縁組148、専門養育家庭13、親族里親1)</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>	
	<p>(その他)</p> <p>・標記の事務は、原則として都道府県が処理することとされているが、法第59条の4の規定により指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市及び金沢市)においては、当該市が処理するものとされている。</p>	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
4児童委員の指揮監督及び研修に関する事務											
(1) 児童委員の指揮監督及び研修に関する事務	児童福祉法に基づき、児童委員の指揮監督及び研修を行う。	区								<p>○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都							△	<p>○児童福祉法第16条第2項により、民生委員は児童委員を兼ねるものとされている。</p> <p>○このため、「④-2-1-(1) 民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務」及び「④-2-1-(2) 民生委員の職務に関する指導監督及び民生委員の指導訓練に関する事務」の考え方と整合性を図る必要があり、第12回幹事会において、区に移管する方向で検討することと整理した。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 1 中区分 4 小区分 (1)

事業名	児童委員の指揮監督及び研修に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○児童福祉法第16条第2項により、民生委員は児童委員を兼ねるものとされている。</p> <p>○このため、「④-2-1-(1) 民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務」及び「④-2-1-(2) 民生委員の職務に関する指導監督及び民生委員の指導訓練に関する事務」の考え方と整合性を図る必要があり、第12回幹事会において、区に移管する方向で検討することと整理した。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>						
担当	福祉保健局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由：							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由：							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由：							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
業	チェック	理由：							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由：							
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由：							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由：民生委員は、区市町村の区域内の活動だけでなく、東京都民生児童委員連合会の組織活動等、広域的な活動も行っているため、事務の移管に際しては、都内の民生児童委員の意見も聞きながら検討を進めることが必要と思われる。							
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">都</td> <td style="text-align: center; width: 33%; border: 2px solid black;">区</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							



検討対象事務評価個票

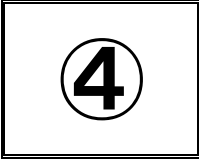
〔区〕

④

大区分 1 中区分 4 小区分 (1)

事業名		児童委員の指揮監督及び研修に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○住民に身近な児童福祉の担い手である児童委員の活動に係わる事務であり、指定都市、児童相談所設置市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。児童福祉法第16条第2項の規定では、民生委員は、児童委員に充てられたものとされていることから、「④-2-1-(2) 民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する事務」と同種の事務であり、判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はなく、民生委員協議会の事務局として民生委員活動を支援している特別区が、「④-2-1-(2) 民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する事務」と同様に児童委員に関する一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <p>○児童相談所設置市として事務を行うには、政令の指定を受けるための法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p>					
担当局		福祉保健局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td colspan="3">総合評価</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>				総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務の内容



大区分 1 中区分 4 小区分 (1)

事業名	児童委員の指揮監督及び研修に関する事務		
担当	福祉保健局		
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法(以下「法」という。)に基づき、児童委員の指揮監督及び研修を行う。 	(都における事務処理の状況)	<p>※ 民生委員の指導監督及び指導訓練に関する事務(④-2-1-(2))参照</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>事 1 児童委員の職務に関し指揮監督を行う。(法第17条)</p> <p>2 児童委員の研修に関して計画を作成し、実施する。(法第18条の2)</p> <p>※ 児童委員とは(法第16条及び第17条)</p> <p>民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとしてされている。</p> <p>児童委員は、児童及び妊産婦につき、常にその生活及び取り巻く環境の状態を適切に把握し、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うとともに、児童福祉司又は社会福祉主事の行う職務に協力する。</p>		
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区における民生委員・児童委員関係の事務局としての業務を担っている。 		
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>		
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務は、原則として都道府県が処理することとされているが、法第59条の4の規定により指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市及び金沢市)等においては、当該市が処理するものとされている。 		

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
5慢性疾患の児童等に対する事業などに関する事務											
(1) 指定療育機関の指定などに関する事務	児童福祉法に基づき、結核り患児童の医療に係る療育の給付事務を委託する病院（以下「指定療育機関」という。）の指定等を行う。	区								○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		○						○当事務のうち、結核児童療育の給付や、指定療育機関に対する診療報酬の支払事務の委託等、支給申請の審査・費用支弁までを含め、事務処理特例により、既に特別区で実施している。 ○事務の性質に着目すると、特別区でも実施可能であるが、現在の認定件数の実績を勘案すると、引き続き、都が一元的に実施した方が効率的である。 よって、当事務は、引き続き、都が処理する方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 1 中区分 5 小区分 (1)

	事業名	指定療育機関の指定などに関する事務	<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務のうち、結核児童療育の給付や、指定療育機関に対する診療報酬の支払事務の委託等、支給申請の審査・費用支弁までを含め、事務処理特例により、既に特別区で実施している。</p> <p>○事務の性質に着目すると、特別区でも実施可能であるが、現在の認定件数の実績を勘案すると、引き続き、都が一元的に実施した方が効率的である。</p> <p>よって、当該事務は、引き続き、都が処理する方向で検討する。</p>
	担当	福祉保健局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由 都における指定医療機関は、2箇所のみであり、かつ、認定件数も少ないことから、引き続き、都が一元的に実施した方が効率的である。	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
業	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	
			総合評価
			都 区 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 1 中区分 5 小区分 (1)

事業名		指定療育機関の指定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○結核り患児童に対する療育の給付を委託する病院の指定及び療育の給付などの住民生活に密着した事務であり、指定都市、児童相談所設置市及び中核市に移譲されているほか、療育の給付について事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。一連の事務のうち療育の給付等事務については既に特別区が実施しており、判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はなく、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○児童相談所設置市として事務を行うには、政令の指定を受けるための法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p>	
担当局		福祉保健局			
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				
	チェック	理由			
	業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
		チェック	理由		
		(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
評	チェック	理由			
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
価	チェック	理由			
	(7) その他特段の事情があるかどうか。				
	チェック	理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

④

大区分 1 中区分 5 小区分 (1)

事業名	指定療育機関の指定などに関する事務							
担当	福祉保健局							
事 務 の 内 容	(事務の概要) ・児童福祉法(以下「法」という。)に基づき、結核り患児童の医療に係る療育の給付事務を委託する病院(以下「指定療育機関」という。)の指定等を行う。	(都における事務処理の状況) <div style="text-align: center;"> 特別区に対する療育給付事業交付金 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">18年度実績</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認定件数</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付金決算額(千円)</td> <td style="text-align: center;">875</td> </tr> </table> </div> <都内の指定療育機関> ・独立行政法人国立病院機構村山医療センター ・都立清瀬小児病院	18年度実績		認定件数	3	交付金決算額(千円)	875
	18年度実績							
	認定件数		3					
	交付金決算額(千円)		875					
	(主な事務内容)							
事 1 結核児童療育の給付(法第20条)【移管済み】 2 指定療育機関の指定及び指定の取消し(法第20条) 3 指定療育機関の診療内容及び診療報酬の審査、診療報酬額の決定(法第21条の3) 4 指定療育機関に対する診療報酬の支払事務の委託(法第21条の3)【移管済み】 5 指定療育機関からの診療報酬の請求が適正か否かに関する検査及び差し止め指示(法第21条の4)								
務 6 療育の給付に要する費用の支弁(法第50条)【移管済み】 7 6に係る費用の徴収、書類の閲覧又は資料の提供の要求、費用の徴収の囑託及び地方税の滞納処分等の例による処分(法第56条)【移管済み】								
(特別区における事務処理の状況) ・上記の1、4、6及び7の事務については、事務処理特例条例により特別区に移管済み								
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無								
(その他) ・標記の事務は、原則として都道府県が処理することとされているが、法第59条の4の規定により指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市及び金沢市)等においては、当該市が処理するものとされている。								

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
5慢性疾患の児童等に対する事業などに関する事務											
(2)慢性疾患の児童等に対する事業などに関する事務	児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究に資する医療の給付を行う。	区								<p>○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-2-(1)児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○当該事務については、本来、都道府県の事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市等にあつては、当該市が事務を処理している。</p> <p>○また、児童相談所を設置した自治体については、当該事務を処理することとなっている。</p> <p>○しかしながら、認定審査を適正かつ円滑に実施するための認定審査会の設置(現行は都で一つ)については、下記のとおり困難が想定される。</p> <p>○本事業の対象疾患は11疾患群で514疾患あり広範囲に及ぶ。対象疾患それぞれについて、認定基準を満たすかを審査するため、心臓疾患、腎臓疾患など11疾患群の専門分野ごとに審査可能な医師を確保する必要がある。</p> <p>○各区で審査会を設けることになった場合、現行の都審査会のように、制度を熟知し専門性を有する小児科医を多数確保するという課題を解決するための各区の取組みが必要である。</p> <p>○また、対象疾患の状態が認定基準を満たすかの判断は、個々の病状により複雑であるため、現行の都の審査会で積み上げてきた統一的意思決定を熟知した、経験豊富な医師により審査されなければ、都としての統一性が失われ、患者間で不公平が生じることになる。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討するが、上に掲げた各課題を解決する必要がある。</p>	区
		都	△		△						区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 1 中区分 5 小区分 (2)

事業名	慢性疾患の児童等に対する事業などに関する事務		<p style="text-align: center;">＜ 考え方 ＞</p> <p>○当該事務については、本来、都道府県の事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市等にあつては、当該市が事務を処理している。</p> <p>○また、児童相談所を設置した自治体については、当該事務を処理することとなっている。</p> <p>○しかしながら、認定審査を適正かつ円滑に実施するための認定審査会の設置(現行は都で一つ)については、下記のとおり困難が想定される。</p> <p>○本事業の対象疾患は11疾患群で514疾患あり広範囲に及ぶ。対象疾患それぞれについて、認定基準を満たすかを審査するため、心臓疾患、腎臓疾患など11疾患群の専門分野ごとに審査可能な医師を確保する必要がある。</p> <p>○各区で審査会を設けることになった場合、現行の都審査会のように、制度を熟知し専門性を有する小児科医を多数確保するという課題を解決するための各区の取組みが必要である。</p> <p>○また、対象疾患の状態が認定基準を満たすかの判断は、個々の病状により複雑であるため、現行の都の審査会で積み上げてきた統一的意思決定を熟知した、経験豊富な医師により審査されなければ、都としての統一性が失われ、患者間で不公平が生じることになる。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討するが、上に掲げた各課題を解決する必要がある。</p>						
担当	福祉保健局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由 小児慢性疾患医療費助成は、疾患ごとに認定基準が設けられているが、症状により基準を満たしているかの判断が困難なものもあり、特別区が担当した場合は認定基準の統一性が課題となる。							
	△								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	△	理由 本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、医学の専門家等で構成する認定審査会を設置することになっており、各区が専門家を確保する必要がある。							
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
評	チェック	理由							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
価	チェック	理由							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
			<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 2em; border: 1px solid black;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 1 中区分 5 小区分 (2)

事業名	慢性疾患の児童等に対する事業などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○慢性疾患児患児童に対する医療費の助成などの住民生活に密着した事務であり、指定都市、児童相談所設置市及び中核市に移譲されているほか事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。申請書の受付等の窓口事務については既に特別区が実施しており、判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はなく、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○児童相談所設置市として事務を行うには、政令の指定を受けるための法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p>
担当局	福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		
価			

総合評価		
都	④	保

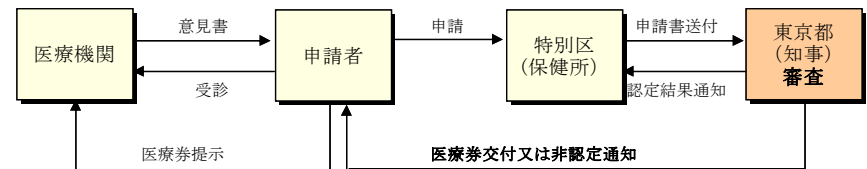
検討対象事務の内容

④

大区分 1 中区分 5 小区分 (2)

事業名	慢性疾患の児童等に対する事業などに関する事務
担当	福祉保健局
事 務 の 内 容	(事務の概要) ・児童福祉法(以下「法」という。)第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究に資する医療の給付を行う。
	(主な事務内容) ・小児慢性疾患医療費助成申請書兼同意書の受理(児童福祉法施行細則(以下「規則」という。)7条の2第1項) ・申請(更新申請含む)に係る認定及び医療券等の交付(規則7条の2第2項) ・変更届の受理(規則7条の2第5項) ・医療券再交付申請書の受理(規則7条の2第6項) ・小児慢性疾患医療費助成申請書(更新)兼同意書の受理(規則7条の2第7項) ・医療費助成対象者証明書の交付(規則7条の2第8項) ・返還される医療券の受理(規則7条の2第9項) ・小児慢性疾患重症者認定申請書兼診断書の受理(規則7条の3第1項) ・重症患者認定(規則7条の3第2項) ・小児慢性疾患医療費助成に係る費用の支弁(法50条5の2号) ・小児慢性疾患医療費の支給(児童福祉法施行令(以下「令」という。)23条の2第2項第2号) ・医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務の委託(昭和52年10月1日児発第642号局長通知)
	(特別区における事務処理の状況) 標記事務に関し、受理事務のみ事務処理特例条例で特別区に移管
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無
(その他) ・標記の事務は、原則として都道府県が処理することとされているが、法第59条の4の規定により指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市及び金沢市)等においては、当該市が処理するものとされている。	

(都における事務処理の状況)



18年度実績	区	市町村	計
認定件数	5,309	3,066	8,375
扶助費決算額(百万円)			1,579

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
6障害児施設給付費等の支給などに関する事務											
(1) 障害児施設給付費等の支給などに関する事務	児童福祉法に基づき、障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児施設医療費の支給を行う。	区						△		<p>○本事務は、児童相談所の行う措置等と一体的な事務であり、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。なお、事務の性質上、本事務の実施は児童相談所の事務を行うことが前提であることから、法令上の制約を受ける。</p>	区
		都	△					△		<p>○当事務は、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市等にあつては、当該市が事務を処理している。</p> <p>○しかし、現在、国が、平成20年度を目途に、障害児施設のあり方等を検討しており、障害者自立支援法の基本理念に基づき、身近な自治体である区市町村での支援の充実ということを考えると、本検討に先行して、障害児施設給付費の支給に関する事務等は区市町村に事務が移管されている可能性がある。</p> <p>○当事務は、住民生活に直接関わる事務であり、障害児施設給付費支給決定事務において、区が所持するデータを活用することにより、これまで以上に事務手続きの簡略化が可能となり、事務の効率化が図れるなど、移管によるメリットが考えられる。</p> <p>○一方で、①児童に係る専門的相談支援機関である児童相談所機能のあり方、連携の仕組みの確立、②施設所在地の偏りと実施主体の関係（住民票を移している児童（過年齢児含む）の区分け）の整理、③重症心身障害児施設の待機児童に関わる入所選考の公平性の維持確保等の課題があり、事前に十分な検討をする必要がある。</p> <p style="text-align: center;">よって、当事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>○ただし、指定知的障害児施設等の指定等に関する事務については、指定障害福祉サービス事業者等の指定事務と考え方の整合性を図る必要がある。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 1 中区分 6 小区分 (1)

事業名	障害児施設給付費等の支給などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務は、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市等にあつては、当該市が事務を処理している。</p> <p>○しかし、現在、国が、平成20年度を目途に、障害児施設のあり方等を検討しており、障害者自立支援法の基本理念に基づき、身近な自治体である区市町村での支援の充実ということを考えると、本検討に先行して、障害児施設給付費の支給に関する事務等は区市町村に事務が移管されている可能性がある。</p> <p>○当該事務は、住民生活に直接関わる事務であり、障害児施設給付費支給決定事務において、区が所持するデータを活用することにより、これまで以上に事務手続きの簡略化が可能となり、事務の効率化が図れるなど、移管によるメリットが考えられる。</p> <p>○一方で、①児童に係る専門的相談支援機関である児童相談所機能のあり方、連携の仕組みの確立、②施設所在地の偏りと実施主体の関係(住民票を移している児童(過年齢児含む)の区分け)の整理、③重症心身障害児施設の待機児童に関わる入所選考の公平性の維持確保等の課題があり、事前に十分な検討をする必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>○ただし、指定知的障害児施設等の指定等に関する事務については、指定障害福祉サービス事業者等の指定事務と考え方の整合性を図る必要がある。</p>
担当	福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由：重症心身障害児施設の施設所在地の偏りと施設入所に関わる実施主体の関係等、事前に十分検討を要する課題もある。	
	△		
	チェック	理由：基礎的自治体でもある一定以上の規模になった特別区では、障害児施設給付費支給決定事務において、区が所持するデータを活用することにより、これまで以上に事務手続きの簡略化が可能となるなど、事務の効率化が図れる。	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由：	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
業	チェック	理由：	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由：	
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由：	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
価	チェック	理由：指定知的障害児施設等の指定等に関する事務については、指定障害福祉サービス事業者等の指定事務と考え方の整合性を図る必要がある。	
	△		
			総合評価
			都 区 保

検討対象事務の内容

④

大区分 **1** 中区分 **6** 小区分 **(1)**

事業名	障害児施設給付費等の支給などに関する事務	
担当	福祉保健局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>・児童福祉法(以下「法」という。)に基づき、障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児施設医療費の支給を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>※ 設置認可、事業者指定、給付費(措置費含む)支払等の事務は本庁で行っている。 また、障害児施設給付費の申請受付等の事務は児童相談所で行っている。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 障害児施設給付費の支給(法第24条の2～第24条の5)</p> <p>2 高額障害児施設給付費の支給(法第24条の6)</p> <p>3 特定入所障害児食費等給付費の支給(法第24条の7)</p> <p>4 指定知的障害児施設等の指定等に関する事(法第24条の9)・指定知的障害児施設等の設置者の変更届に関する事(法第24条の13)・指定知的施設設置者等の検査等に関する事(法第24条の15)・指定知的障害児施設等への報告等に関する事(法第24条の16)・指定知的障害児施設等の指定の取消し等に関する事(法第24条の17)・指定知的障害児施設等に係る公示に関する事(法第24条の18)・指定知的障害児施設等への助言等に関する事(法第24条の19)</p> <p>5 障害児施設医療費の支給に関する事(法第24条の20)</p> <p>6 1～5に要する費用の支弁に関する事(法第50条)</p> <p>7 障害児施設給付費等の不正受給に係る不正利得の徴収、支給に関する報告徴収等、資産等の状況の文書の閲覧等に関する事(法第57条の2～第57条の4)</p> <p>8 重度の知的障害及び肢体不自由が重複している満18歳以上の者について重症心身障害児施設に入所させること(法附則第63条の3)・引き続き障害児施設給付費等を支給すること(法附則第63条の3の2)</p>	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無)</p> <p style="text-align: center;">無</p> <p>(その他)</p> <p>・標記の事務は、原則として都道府県が処理することとされているが、法第59条の4の規定により指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市及び金沢市)においては、当該市が処理するものとされている。</p>	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
7 児童福祉施設の設置の認可などに関する事務											
(1) 児童自立生活援助事業の届出などに関する事務	児童福祉法に基づき、①児童自立生活援助事業の届出に関する事、②児童自立生活援助事業に係る検査等に関する事、③児童自立生活援助事業の届出等に関する事制限又は停止に関する事。	区								○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都 △								○当該事務は、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市にあっては、当該市が事務を処理している。 ○自立援助ホームは児童福祉法に規定する児童福祉施設ではないが、入所は児童相談所の措置によるため、「④-1-2-(1)」の児童相談所の運営と一体的に検討すべきである。 ○施設数は特別区の区域内に8つ（全国で46）であり、施設数が少ないが、児童相談所の運営業務を特別区に移管した場合、関連する業務も移管する方が効率的な業務が可能となる。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 1 中区分 7 小区分 (1)

	事業名	児童自立生活援助事業の届出などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務は、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市にあつては、当該市が事務を処理している。</p> <p>○自立援助ホームは児童福祉法に規定する児童福祉施設ではないが、入所は児童相談所の措置によるため、「④-1-2-(1)」の児童相談所の運営と一体的に検討すべきである。</p> <p>○施設数は特別区の区域内に8つ(全国で46)であり、施設数が少ないが、児童相談所の運営業務を特別区に移管した場合、関連する業務も移管の方が効率的な業務が可能となる。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>
	担当	福祉保健局		
事		(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	△	理由：現状において当該事業の実施事業所数は14か所と少なく広域的な観点から対象児童等の把握を行い設置届の受理及び設置(開設)指導を行う必要がある。	
		(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック		理由：	
		(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック		理由：	
	業		(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック			理由：	
		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
評	チェック		理由：	
		(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
価	チェック		理由：	
		(7) その他特段の事情があるかどうか。		

総合評価		
都	④	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 1 中区分 7 小区分 (1)

事業名	児童自立生活援助事業の届出などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○児童相談所が行う施設入所措置の対象となる自立援助ホームに関する事務であり、指定都市及び児童相談所設置市に移譲されている事務である。判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はなく、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○児童相談所設置市として事務を行うには、政令の指定を受けるための法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p>						
担当局	福祉保健局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務の内容

4

大区分 1 中区分 7 小区分 (1)

事業名	児童自立生活援助事業の届出などに関する事務	
担当	福祉保健局	
事務	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)
	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法(以下「法」という。)に基づき、①児童自立生活援助事業の届出に関する事、②児童自立生活援助事業に係る検査等に関する事、③児童自立生活援助事業の届出等に関する制限又は停止に関する事。 	①児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の届出受理(法第34条の3)については、現在、14事業所の届出を受理している。 また、当該事業者に対してホーム長会等を毎月開催し相談・指導を行っている。 ※平成19年度の実績 届出受理 3ホーム 運営費補助 14ホーム
の	(主な事務内容)	②児童自立生活援助事業に係る検査等に関する事(法第34条の4)
	①児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の届出受理(法第34条の3) ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の運営等に関する相談及び指導を行う。 ②児童自立生活援助事業に係る検査等に関する事(法第34条の4) ・児童自立生活援助事業者から報告を求め、又は施設に立ち入り調査等を行う。 ③児童自立生活援助事業に係る制限又は停止に関する事(法第34条の5) ・児童自立生活援助事業者に対して事業の制限又は停止を命ずることができる。	※平成19年度の実績 施設調査 14ホーム ③児童自立生活援助事業に係る制限又は停止に関する事(法第34条の5) ※平成19年度の実績 なし
内	自立援助ホーム	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、就職する児童のうち、なお援助の必要な児童を入所させ、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより社会的に自立するよう援助する施設。 (児童福祉法上の児童福祉施設ではないが、入所は児童相談所の措置による。)
	(特別区における事務処理の状況)	・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
容	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)	
	無	
	(その他)	
	・標記の事務は、原則として都道府県が処理することとされているが、法第59条の4の規定により指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市及び金沢市)においては、当該市が処理するものとされている。	

	施設名	定員	当月初日		
			入所人数(注)		
1	新宿寮	男 20	15		新宿区
2	清周寮	女 20	15		足立区
3	おうぎ寮	男女 6	6(4)		足立区
4	三宿憩いの家	男女 6	4(1)		世田谷区
5	祖師谷憩いの家	男女 6	4(1)		世田谷区
6	聖家族寮ミカエラホーム	女 6	6		練馬区
7	あすなろ荘	男女 6	6(3)		清瀬市
8	元気さん	男女 6	5(4)		福生市
9	あいこう	男 6	4		町田市
10	カリヨンとびらの家	男 6	5		国立市
11	カリオンタやけ荘	女 6	5		江戸川区
12	マナの家	女 6	6		杉並区
13	マラナ・タ ハウス	男女 6	4		国分寺市
14	まつぼっくり	男女 6	3(2)		西東京市
自立援助ホーム計		112	88		

*注:()は、男女混合施設のみ、女子入所者数を再掲。

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
7 児童福祉施設の設置の認可などに関する事務											
(2) 児童福祉施設の設置の認可などに関する事務	児童福祉法に基づき、児童福祉施設の設置の認可を行う。	区								<p>○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	△							<p>○本事務は、一定の水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置などの観点から、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市にあっては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。</p> <p>○保育所については、住民に身近な施設であり、区市町村が保育の実施主体となっている。サービス向上や効率性の観点から、早期に移管することが望ましい。</p> <p>○児童養護施設、障害児施設等については、児童相談所の業務と関連する事務も多いことから、児童相談所の運營業務を特別区に移管した場合、関連する業務も移管する方が効率的な業務が可能となる。</p> <p style="text-align: center;">よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>○ただし、障害児施設については、現在国があり方等を検討しているため、その動向を注視しながら、検討を行う必要がある。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 1 中区分 7 小区分 (2)

事業名		児童福祉施設の設置の認可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○本事務は、一定の水準の処遇の確保及び広域の見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置などの観点から、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市にあつては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。</p> <p>○保育所については、住民に身近な施設であり、区市町村が保育の実施主体となっている。サービス向上や効率性の観点から、早期に移管することが望ましい。</p> <p>○児童養護施設、障害児施設等については、児童相談所の業務と関連する事務も多いことから、児童相談所の運営業務を特別区に移管した場合、関連する業務も移管する方が効率的な業務が可能となる。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>○ただし、障害児施設については、現在国があり方等を検討しているため、その動向を注視しながら、検討を行う必要がある。</p>
担当		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>理由 数が少ない施設等については、広域的な観点から対象児童等の把握を行い、認可申請書の受理及び設置（開設）指導を行う必要がある。</p>	
	チェック			
	△			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック			
	理由			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック				
理由				
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック			
	理由			
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック			
	理由			
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック			
	理由			
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック				
理由				
			総合評価	
			都 ④ 保	

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 1 中区分 7 小区分 (2)

事業名		児童福祉施設の設置の認可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○住民に身近な助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設等に関する事務であり、指定都市、児童相談所設置市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。区以外の者が設置した児童福祉施設については、児童養護施設、知的障害児施設等の一部の施設を除き、申請書の受付等の窓口事務を既に特別区が実施しており、判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はなく、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○児童相談所設置市として事務を行うには、政令の指定を受けるための法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。なお、政府の地方分権改革推進要綱（第1次）においては、保育所及び児童館の設置の認可等に関する事務については市へ、助産施設及び母子生活支援施設の設置の認可等に関する事務については特例市へ移譲する方針が示されている。</p>
担当局		福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
		総合評価		
		都	区	保

検討対象事務の内容

④

大区分 1 中区分 7 小区分 (2)

事業名	児童福祉施設の設置の認可などに関する事務
担当	福祉保健局
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法(以下「法」という。)に基づき、児童福祉施設の設置の認可を行う。
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び区市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可(法第35条第4項) 国、都道府県及び区市町村以外の者が設置する児童福祉施設の廃止又は休止の承認(法第35条第7項) 児童福祉施設の設置者等に対する報告の徴収、検査等(法第46条) 国、都道府県及び区市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可の取消し(法第58条)
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・区市町村以外の者が設置した母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設並びに助産施設、乳児院、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設の設置の認可及び廃止・休止の承認に係る申請書の受理等については、事務処理特別条例の規定により各特別区が処理している。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): (有・無)</p> <p style="text-align: center;">無</p>
内容	<p>(その他)</p> <p>・標記の事務は、原則として都道府県が処理することとされているが、法第59条の4の規定により指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市及び金沢市)等においては、当該市が処理するものとされている。</p>

(都における事務処理の状況)

※ 児童福祉施設の概要及び設置の状況については、別紙参照

児童福祉施設の設置、廃止、休止等の認可及び承認

```

graph LR
    A[申請者] -- (申請) --> B[特別区  
(保健所)]
    B -- (提出) --> C[都]
    C -- (認可書交付) --> B
    C -- (承認書交付) --> A
    
```

児童福祉施設の概要（施設数は、東京都福祉保健局「福祉・衛生統計年報」より（平成18年9月末日現在）

施設の種類	事業の別	利用形態	目的・対象者	設置主体別施設数
				社福法人等
助産施設 （法第36条）	第一種	入所	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる。	37
乳児院（法第37条）	第一種	入所	乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う。	10
母子生活支援施設 （法第38条）	第一種	入所	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	17
保育所（法第39条）	第二種	通所	日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育する。	641
児童厚生施設 （法第40条）	第二種	利用	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする。（右記施設数は、児童遊園及び児童館の数）	3
児童養護施設 （法第41条）	第一種	入所	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。	43
知的障害児施設 （法第42条）	第一種	入所	知的障害のある児童を入所させて、これを保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。	5
知的障害児通園施設 （法第43条）	第一種	通所	知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。	5
盲ろうあ児施設 （法第43条の2）	第一種	入所	盲児又はろうあ児を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする。	3
肢体不自由児施設 （法第43条の3）	第一種	入所 通所	肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。	3
重症心身障害児施設 （法第43条の4）	第一種	入所	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする。	5
情緒障害児短期治療施設 （法第43条の5）	第一種	入所 通所	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	0
児童自立支援施設 （法第44条）	第一種	入所	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	-
児童家庭支援センター （法第44条の2）	第二種	利用	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等の援助を総合的に行う。	0

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

1 児童相談所設置 など児童福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
8認可外保育施設への指導監督などに関する事務											
(1) 認可外保育施設への指導監督などに関する事務	児童福祉法に基づき、認可外保育施設への指導監督等を行う。	区								<p>○本事務は、児童相談所設置市であれば実施する事務であり、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都								<p>○当事務は、一定水準の処遇の確保及び広域の見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては、当該市が事務を処理している。</p> <p>○特別区は保育の実施主体であり、保育についての情報やノウハウを有していることから、認可保育所・認可外保育施設を一体的に指導監督することが望ましい。</p> <p>○都の制度である認証保育所に対する指導監督についても、都が統一的基準を定めることにより、区で実施することが可能である。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 1 中区分 8 小区分 (1)

事業名		認可外保育施設への指導監督などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務は、一定水準の処遇の確保及び広域の見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあつては、当該市が事務を処理している。</p> <p>○特別区は保育の実施主体であり、保育についての情報やノウハウを有していることから、認可保育所・認可外保育施設を一体的に指導監督することが望ましい。</p> <p>○都の制度である認証保育所に対する指導監督についても、都が統一的基準を定めることにより、区で実施することが可能である。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>
担当		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック		理由：	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック		理由：	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック		理由：	
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック			理由：	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック		理由：	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック		理由：	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

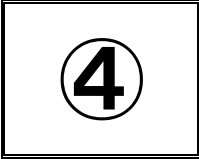
〔区〕

④

大区分 1 中区分 8 小区分 (1)

事業名	認可外保育施設への指導監督などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○住民に身近な認可外保育施設に関する事務であり、指定都市、児童相談所設置市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はなく、「④-1-2-(1) 児童相談所設置などに関する事務」と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○児童相談所設置市として事務を行うには、政令の指定を受けるための法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。なお、政府の地方分権改革推進要綱（第1次）においては、認可外保育施設への指導監督などに関する事務については市へ移譲する方針が示されている。</p>						
担当局	福祉保健局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 2px;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; padding: 5px;">都</td> <td style="width: 30px; text-align: center; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 区 </div> </td> <td style="width: 30px; text-align: center; padding: 5px;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 区 </div>	保
総合評価									
都	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 区 </div>	保							

検討対象事務の内容



大区分 1 中区分 8 小区分 (1)

事業名	認可外保育施設への指導監督などに関する事務	
担当	福祉保健局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法(以下「法」という。)に基づき、認可外保育施設への指導監督等を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>(平成18年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置・廃止等の届出件数 159件 ・ 運営状況報告書受理件数(平成18年10月1日現在) 約600件 ・ 立入調査件数 232件
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設からの報告徴収事務(法第59条) ・認可外保育施設への立入調査事務(法第59条) ・認可外保育施設の設置届出及び休止・廃止届の受理(法第59条の2) 	<p><立入調査実施体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期立入調査は指導監査部で実施(体制:指導監査部2人+区市町村職員で行っている。) ・ 特別立入調査(都民からの通報などにより実施している。)の実施は少子社会対策部(体制:少子社会対策部子育て支援課民間保育援助担当2人+区市町村職員(+指導監査部))※指導監査部は原則同行しないが、通報の内容等により同行する場合もある。
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>	
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標記の事務は、原則として都道府県が処理することとされているが、法第59条の4の規定により指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市及び金沢市)等においては、当該市が処理するものとされている。 	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

3 更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務											
(1) 更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務	○身体障害者福祉法に基づき、①身体障害者更生相談所の設置、②身体障害者相談員への相談、援助の委託③身体障害者手帳の交付、④盲導犬等の貸与、⑤身体障害者生活訓練等事業等に対する監督等を行う。	区	△		△	△			△	○身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を目的とする事務であり、指定都市のほか、更生相談所の設置、盲導犬等の貸与以外の事務は中核市に移譲されている事務である。 更生相談所の偏在や専門性等を踏まえた対応を考慮する必要があるが、現在特別区が実施している身体障害者相談員への相談・援助の委託の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた迅速な対応や窓口の一本化に伴う申請者等の利便性の向上が期待できる。 なお、更生相談所の設置については法改正を含めた検討が必要と思われる。	区
		都		○	△			○	○効率性及び専門性の観点から、都が引き続き行うことが望ましく、更生相談所は都道府県に必置の施設であるため、都に残す方向で検討する。 ただし、現在、都が行っている更生相談所（心身障害者福祉センター）が担っている事務の一部を特別区に移管するかどうかについては、別途検証する必要がある。	都	

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

	事業名 更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務 担当 福祉保健局	< 考え方 > ○効率性及び専門性の観点から、都が引き続き行うことが望ましく、更生相談所は都道府県に必置の施設であるため、都に残す方向で検討する。 ただし、現在、都が行っている更生相談所(心身障害者福祉センター)が担っている事務の一部を特別区に移管するかどうかについては、別途検証する必要がある。			
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 チェック 理由：				
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 チェック ○ 理由：身体障害者の判定並びに補装具の処方及び適合判定業務は、都が一体的に行う方が効率的である。				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック △ 理由：身体障害者福祉司、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー、保健師又は看護師等の専門的職員を配置することが必要である。				
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック 理由：				
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 チェック 理由：				
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 チェック ○ 理由：身体障害者福祉法第11条の規定により、更生相談所は都道府県に必置の施設とされている。				
	(7) その他特段の事情があるかどうか。 チェック 理由：				
業					
評					
価					
		総合評価 <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">保</td> </tr> </table>	都	区	保
都	区	保			

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名		更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務		<p>＜ 考え方 ＞</p> <p>○身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を目的とする事務であり、指定都市のほか、更生相談所の設置、盲導犬等の貸与以外の事務は中核市に移譲されている事務である。また、事務処理特例により事務の一部の移譲を受けている市もある事務である。</p> <p>判断基準に照らし、区市町村への専門的・技術的な援助など、都が担うべき事務もあるが、身体障害者相談員への相談・援助の委託の事務を実施している特別区が、多様化する障害者の生活様式やニーズに応えるために一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生相談所の偏在等を踏まえた対応を検討する必要があるが、都区の役割分担及び各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による広域的处理や一体的処理が必要とは言えない。 ・医師等の専門技術を持った人材や、効率的な執行体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引継ぐほか、各区間の連携により、事業の円滑な執行は可能と考えられる。 <p>○更生相談所の設置については、法改正を含めた検討が必要と思われるが、その他については、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、現在実施している相談指導の事務と合わせて、身体障害者の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、地域の実情に応じた迅速な対応が可能となる。また、手帳の交付事務については、特別区が行うことで判定から交付までの時間短縮及び窓口の一本化に伴う申請者等の利便性の向上が期待できる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、身体障害者手帳の交付については、市への移譲が提言された。</p> <p>○現在の更生相談所が、区部の1箇所偏在していることを踏まえた対応、広域的調整等が必要となる場合の都区の役割分担及び各区間の連携の方策、また、専門技術を要する人材の確保や手帳の判定における統一的な基準の確保の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	区市町村への専門的・技術的な支援などは、広域的な対応が必要となる。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
△		医師等の専門技術を持った人材確保が必要となる。		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック		理由		
△	更生相談所の偏在等を踏まえた対応を検討する必要がある。			
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	更生相談所の設置については法改正を含めた検討が必要と思われる。		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

4

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名	更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務																
担当	福祉保健局																
事	<p>(事務の概要)</p> <p>・身体障害者福祉法(以下「法」という。)に基づき、①身体障害者更生相談所の設置、②身体障害者相談員への相談、援助の委託③身体障害者手帳の交付、④盲導犬等の貸与、⑤身体障害者生活訓練等事業等に対する監督等を行う。</p>																
	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>①心身障害者福祉センターを新宿区に、同多摩支所を国立市に設置している。センターは、身体障害者更生相談所のほか、知的障害者更生相談所(④-7参照)及び身体障害者福祉法旧第29条の規定に基づく身体障害者更生施設(障害者自立支援法附則第41条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる。)の機能を併せ持つ。</p> <p>※平成18年度の実績(身体障害のみ)(多摩支所分を除く。)</p> <p>相談(計314件) : 手帳(15件)、補装具(148件)、職業(40件)等 判定(計5,311件) : 医学判定(5,069件)、職能的判定(78件)等 判定書(意見書)等交付(計3,640件):補装具(3,075件)、自立支援医療(440件)等</p>																
務	<p>(主な事務内容)</p> <p>①身体障害者更生相談所(法第11条)</p> <p>・身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導</p> <p>・身体障害者の医学的及び職能的判定 ・補装具の処方及び適合判定</p> <p>・市町村に対する援助等</p> <p>・自立支援給付の支給決定(認定)に際し意見を述べ、また、協力及び援助を行うこと。</p> <p>②身体障害者相談員への相談、援助の委託(法第12条の3)【移管済み】</p> <p>③身体障害者手帳の交付(法第15条及び第16条)【一部移管済み】</p> <p>④盲導犬等の貸与等(法第20条)</p> <p>・盲導犬、介助犬又は聴導犬を貸与し、又は当該事務を委託する。</p> <p>⑤身体障害者生活訓練等事業等に対する監督(法第26条、第39条及び第40条)</p> <p>・身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業の開始等に係る届出受理、事業者からの報告の徴収及び事業の停止命令等を行う。</p> <p>⑥身体障害者社会参加支援施設の設置等に関すること(法第28条)</p>																
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・事務処理特例条例第2条の表25の項に基づき、②の身体障害者相談員への業務の委託(法第12条の3)、③の事務の一部については、各特別区が処理している。</p>																
の	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>																
	<p>(その他)</p> <p>・①は、都道府県が設置しなければならない(法第11条)が、指定都市はこれを設置することができる(地方自治法施行令第174条の28)。</p> <p>・②～⑥は、原則として都道府県の事務であるが、特例として、②、③及び⑤、⑥は指定都市及び中核市が、④は指定都市が処理する(法第43条の2)。</p> <p>・標記の事務のほか、法の規定により都道府県が行う事務については、⑥-50参照</p>																
容	<p>②身体障害者手帳の交付者数(区部平成18年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>総数</th> <th>視覚障害者</th> <th>聴覚障害者</th> <th>言語障害者</th> <th>肢体不自由者</th> <th>内部障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,220人</td> <td>887人</td> <td>1,038人</td> <td>296人</td> <td>7,850人</td> <td>7,149人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※区部人口割(67.66%)で積算</p>					総数	視覚障害者	聴覚障害者	言語障害者	肢体不自由者	内部障害者	17,220人	887人	1,038人	296人	7,850人	7,149人
	総数	視覚障害者	聴覚障害者	言語障害者	肢体不自由者	内部障害者											
17,220人	887人	1,038人	296人	7,850人	7,149人												
<p>③区部平成18年度貸与実績:盲導犬 7頭、介助犬 0頭、聴導犬 1頭</p>																	

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

6 施設届出受理など社会福祉事業に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 施設届出受理など社会福祉事業に関する事務											
(1)施設届出受理など社会福祉事業に関する事務	社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業に係る届出の受理、許可等、第二種社会福祉事業に係る届出の受理などに関する事務を行う。	区								<p>○住民に身近な福祉サービス事業に関する事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。社会福祉法人等の事業者が提供するサービスと特別区が実施する施策の連携が確保できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が期待できる。</p>	区
		都								<p>○本事務は、一定の水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置などの観点から、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市にあっては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。</p> <p>ただし、障害者支援施設などについては、障害者自立支援法の指定事務が東京都に残るなど更に協議すべき課題も考えられるため、今後具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 6 中区分 1 小区分 (1)

事業名		施設届出受理など社会福祉事業に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○本事務は、一定の水準の処遇の確保及び広域の見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置などの観点から、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市にあっては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。</p> <p>ただし、障害者支援施設などについては、障害者自立支援法の指定事務が東京都に残るなど更に協議すべき課題も考えられるため、今後具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由：		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由：		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由：		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由：		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由：		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由：		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 6 中区分 1 小区分 (1)

事業名		施設届出受理など社会福祉事業に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○放課後児童健全育成事業や老人福祉センターなど社会福祉事業の届出受理や事業者の指導など住民に身近な福祉サービスに関する事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、社会福祉法人等の事業者が提供するサービスと特別区が実施する施策の連携が確保できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、施設や事業の状況を直接把握でき、迅速できめ細かな指導等が可能になり、サービスの向上が期待できる。</p> <p>○社会福祉事業のうち、軽費老人ホーム、老人福祉センター、隣保事業、放課後児童健全育成事業については、地方分権改革推進委員会の第一次勧告において、都道府県から市に移譲すべき事務として示されている。</p> <p>○広域的な視点から対処すべき種類の施設や事業の調整等については、今後具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
		総合評価		
		都	④	保

検討対象事務の内容

4

大区分 6 中区分 1 小区分 (1)

事業名	施設届出受理など社会福祉事業に関する事務	
担当	福祉保健局	
事 務 の 内 容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況) 別紙参照
	社会福祉法(以下、「法」という。)に基づき、第一種社会福祉事業に係る届出の受理、許可等、第二種社会福祉事業に係る届出の受理などに関する事務を行う。	
	(主な事務内容)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種社会福祉事業に係る届出の受理、許可等に関すること(法第62条～第64条、第67条、第68条) ・第二種社会福祉事業に係る届出の受理に関すること(法第69条) ・社会福祉事業の経営に関する監督等に関すること(法第70条～第72条) ・社会福祉事業に係る寄付金募集(募集地域が当該指定都市の区域内であるものに限る)の許可等に関すること(法第73条) ・運営適正化委員会からの通知の受理に関すること(法第86条) 	
	(特別区における事務処理の状況)	
<ul style="list-style-type: none"> ・標記事務に関して、事務処理特例条例に基づく都区の事務分担は行っていない。 		
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)	無	
(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・標記事務は、原則として都道府県の事務であるが、特例として、指定都市及び中核市が処理する(中核市の場合、第二種社会福祉事業中の精神障害者社会復帰施設を運営する事業及び精神障害者居宅生活支援事業に係る社会福祉事業の制限又はその停止の命令に関する事務は除く)(社会福祉法第126条) 	

第1種社会福祉事業	生活保護法	生計困難者に対して助葬を行う事業	1
	老人福祉法	軽費老人ホームを経営する事業	25
	障害者自立支援法	障害者支援施設を経営する事業	0
	障害者自立支援法附則第41条第1項	身体障害者更生援護施設を経営する事業	78
	障害者自立支援法附則第58条第1項	知的障害者援護施設を経営する事業	100
	社会福祉法	授産施設を経営する事業	6
		生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	7

第2種社会福祉事業	児童福祉法	放課後児童健全育成事業	84
		児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	12
	母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設を経営する事業	0
	老人福祉法	老人福祉センターを経営する事業	2
	身体障害者福祉法	手話通訳事業	2
		身体障害者の更生相談に応ずる事業	14
	知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談に応ずる事業	6
	障害者自立支援法附則第48条	精神障害者社会復帰施設を経営する事業	136
	社会福祉法	生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業	18
		生計困難者に対して、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	1
		生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業	35
		生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業	11
		隣保事業	7
		福祉サービス利用援助事業	36
上記の事業に関する連絡又は助成を行う事業		43	

【出典】福祉・衛生 統計年報(平成18年度)、東京都福祉保健局HP「社会福祉法人・施設情報」(社会福祉施設については、私立の施設数を記載、事業については、社会福祉法人が経営する事業数を記載)

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

7 更生相談所設置など知的障害者の福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 更生相談所設置など知的障害者の福祉に関する事務											
(1) 更生相談所設置など知的障害者の福祉に関する事務	○知的障害者福祉法に基づき、①知的障害者更生相談所の設置、②知的障害者相談員への相談、援助の委託等の事務を行う。	区	△		△	△			△	<p>○知的障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を目的とする事務であり、更生相談所の設置は指定都市に、知的障害者相談員への相談・援助の委託の事務は指定都市及び中核市に移譲されている。また、手帳の交付は、国の要綱をもとに都道府県、指定都市が要綱を策定して実施している事務である。</p> <p>更生相談所の偏在や専門性等を踏まえた対応を検討する必要があるが、現在特別区が実施している知的障害者相談員への相談・援助の委託の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた迅速な対応や窓口の一本化に伴う申請者等の利便性の向上が期待できる。</p> <p>なお、更生相談所の設置については法改正を含めた検討が必要と思われる。</p>	区
		都		○	△			○	<p>○効率性及び専門性の観点から、都が引き続き行うことが望ましく、更生相談所は都道府県に必置の施設であるため、都に残す方向で検討する。</p> <p>ただし、現在、都が行っている更生相談所（心身障害者福祉センター）が担っている事務の一部を特別区に移管するかどうかについては、別途検証する必要がある。</p>	都	

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名	更生相談所設置など知的障害者の福祉に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○効率性及び専門性の観点から、都が引き続き行うことが望ましく、更生相談所は都道府県に必置の施設であるため、都に残す方向で検討する。 ただし、現在、都が行っている更生相談所(心身障害者福祉センター)が担っている事務の一部を特別区に移管するかどうかについては、別途検証する必要がある。</p>					
担当	福祉保健局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由 :						
	○	理由 : 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定業務は、都が一体的に行う方が効率的である。						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由 :						
	△	理由 : 知的障害者福祉司、医師、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー、保健師又は看護師、理学療法士、作業療法士等の専門的職員を配置することが必要である。						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
チェック	理由 :							
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由 :							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック	理由 :							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由 : 知的障害者福祉法第12条の規定により、更生相談所は都道府県に必置の施設とされている。							
(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由 :							
<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 2px;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33px; height: 33px; vertical-align: middle;">都</td> <td style="text-align: center; width: 33px; height: 33px; vertical-align: middle;">区</td> <td style="text-align: center; width: 33px; height: 33px; vertical-align: middle;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

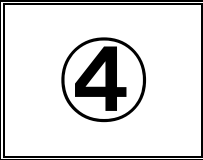
④

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名		更生相談所設置など知的障害者の福祉に関する事務		<p>＜ 考え方 ＞</p> <p>○知的障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を目的とする事務であり、更生相談所の設置は指定都市に、知的障害者相談員への相談・援助の委託の事務は指定都市及び中核市に移譲されている。また、手帳の交付は、国の要綱をもとに都道府県、指定都市が要綱を策定して実施している事務である。</p> <p>判断基準に照らし、区市町村への専門的・技術的な援助など、都が担うべき事務もあるが、知的障害者相談員への相談・援助の委託の事務を実施している特別区が、多様化する障害者の生活様式やニーズに応えるために一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生相談所の偏在等を踏まえた対応を検討する必要はあるが、都区の役割分担及び各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による広域的処理や一体的処理が必要とは言えない。 ・医師等の専門技術を持った人材や、効率的な執行体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引継ぐほか、各区間の連携により、事業の円滑な執行は可能と考えられる。 <p>○更生相談所の設置については、法改正を含めた検討が必要と思われるが、手帳の交付事務については法に直接の規定がなく、都との協議による移譲が可能と思われる。</p> <p>○特別区が担うことにより、現在実施している相談指導の事務と合わせて、知的障害者の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、地域の実情に応じた迅速な対応が可能となる。</p> <p>また、手帳の交付事務については、特別区が行うことで判定から交付までの時間短縮及び窓口の一本化に伴う申請者等の利便性の向上が期待できる。</p> <p>○現在の更生相談所が、区部の1箇所偏在していることを踏まえた対応、広域的調整等が必要な場合の都区の役割分担及び各区間の連携の方策、また、専門技術を要する人材の確保や手帳の判定における統一的な基準の確保の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	区市町村への専門的・技術的な支援などは、広域的な対応が必要となる。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
△	医師等の専門技術を持った人材確保が必要となる。			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	更生相談所の偏在等を踏まえた一定の広域的対応が必要となる。		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	更生相談所の設置については法改正を含めた検討が必要と思われる。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名	更生相談所設置など知的障害者の福祉に関する事務
担当	福祉保健局

事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・知的障害者福祉法(以下「法」という。)に基づき、①知的障害者更生相談所の設置、②知的障害者相談員への相談、援助の委託等の事務を行う。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>①知的障害者更生相談所(法第12条)</p> <p>・知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導</p> <p>・市町村に対する援助等 ・18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定</p> <p>②知的障害者相談員への相談、援助の委託(法第15条の2)【移管済み】</p> <p>③愛の手帳の交付(S48.9.27厚生省発児156「療育手帳について」)</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・事務処理特例条例第2条の表26の項に基づき、②の知的障害者相談員への業務の委託(法第15条の2)については、各特別区が処理している。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>
内容	<p>(その他)</p> <p>・①は、都道府県が設置しなければならない(法第12条)が、指定都市はこれを設置することができる(地方自治法施行令第174条の30の3)。②及び③は、原則として都道府県の事務であるが、特例として、②は指定都市及び中核市が、③は指定都市が処理する(法第30条)。</p>

(都における事務処理の状況)

①心身障害者福祉センターを新宿区に、同多摩支所を国立市に設置している。センターは、知的障害者更生相談所のほか、身体障害者更生相談所(④-3参照)及び身体障害者福祉法旧第29条の規定に基づく身体障害者更生施設(障害者自立支援法附則第41条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる。)の機能を併せ持つ。

※平成18年度の実績(知的障害のみ)(多摩支所分を除く。)

相談(計73件) : 手帳(14件)、職業(14件)、施設(29件)等
 判定(計3,063件) : 医学判定(1,666件)、心理判定(1,377件)、職能的判定(20件)
 判定書(意見書)等交付(計2,322件): 手帳(1,396件)等

②知的障害者手帳の交付者数(区部平成18年度)

総数	1度	2度	3度	4度
1,771人	52人	198人	343人	1,178人

※区部人口割(67.66%)で積算

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

11 自立支援医療費の支給等(育成医療及び精神通院医療)など障害者の自立支援に関する事務												
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価	
1 自立支援医療費の支給等(育成医療及び精神通院医療)など障害者の自立支援に関する事務												
(1) 自立支援医療費の支給及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務	○障害者自立支援法に基づき、①自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)の支給、②自立支援医療機関の指定等の事務を行う。	区	△							<p>○自立支援医療費の支給や自立支援医療機関の指定等を行う事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。 医療機関への指導や統一的な対応など、一定の広域性を踏まえた対応を考慮する必要はあるが、現在特別区が実施している自立支援医療費(育成医療)の支給などの事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた迅速な対応や窓口の一本化に伴う申請者等の利便性の向上が期待できる。</p>	区	
		都								<p>(自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定) ○自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定については、精神保健福祉センターの事務とされており、センターの設置権限と一体的に検討するべきである。 ○精神保健・精神障害者福祉に関する事務と同じく、支給認定には、精神科の医師等の専門職種の配置が必要であるが、区部において、その取組や体制が整備されている状況にはない。 ○精神保健福祉センターの設置などについては都に残す方向で検討しており(④-15-1-(1)参照)、よって、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定についても、都に残す方向で検討する。</p> <p>※事業評価についても、④-15-1-(1)と同じ。</p> <p>(指定自立支援医療機関の指定) ○指定自立支援医療機関の指定については、指定基準の平準化、指定情報の周知方法等を検討した上で、特別区に移管することは可能である。 よって、区へ移管する方向で検討する。</p>	都・区	

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 11 中区分 1 小区分 (1)

事業名	自立支援医療費の支給及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>(自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定)</p> <p>○自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定については、精神保健福祉センターの事務とされており、センターの設置権限と一体的に検討するべきである。</p> <p>○精神保健・精神障害者福祉に関する事務と同じく、支給認定には、精神科の医師等の専門職種の配置が必要であるが、区部において、その取組や体制が整備されている状況にはない。</p> <p>○精神保健福祉センターの設置などについては都に残す方向で検討しており(④-15-1-(1)参照)、よって、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定についても、都に残す方向で検討する。</p> <p>※事業評価についても、④-15-1-(1)と同じ。</p> <p>(指定自立支援医療機関の指定)</p> <p>○指定自立支援医療機関の指定については、指定基準の平準化、指定情報の周知方法等を検討した上で、特別区に移管することは可能である。</p> <p>よって、区へ移管する方向で検討する。</p>
担当	福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由:	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由:	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由:	
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		理由:	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由:	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
価	チェック	理由:	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由:	
			総合評価
			<div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 都 区 保 </div>

検討対象事務評価個票

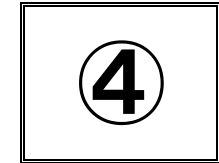
〔区〕

4

大区分 11 中区分 1 小区分 (1)

事業名	自立支援医療費の支給及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○自立支援医療費の支給や自立支援医療機関の指定等を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、自立支援医療機関の指定等の事務を除き、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。</p> <p>判断基準に照らし、医療機関への指導や統一的な対応など、一定の広域性を踏まえた対応を考慮する必要はあるが、自立支援医療費（育成医療）の支給などの事務を実施している特別区が、多様化する障害者の生活様式やニーズに応えるために一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療機関の指定等にあたって、医療機関への指導や統一的な対応など一定の広域的対応が必要となるが、都区の役割分担及び各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による広域的処理や一体的処理が必要とは言えない。 ・自立支援医療費の支給認定等を区に移管した場合の審査会や認定業務などに係る人材や、効率的な執行体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引継ぐほか、各区間の連携により、事業の円滑な執行は可能と考えられる。 <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、現在実施している自立支援医療費（育成医療）の支給などの事務と合わせて、障害者の自立支援に関する事務を一貫して実施できるようになり、地域の実情に応じた迅速な対応が可能となる。</p> <p>○自立支援医療機関の指定等にあたっての医療機関への指導や統一的な対応等に関する都区の役割分担及び各区間の連携の方策、また、審査会や認定業務などに係る人材の確保等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局	福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	△	医療機関への指導や統一的な対応など、一定の広域的対応が必要となる。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		
総合評価			
都 区 保			

検討対象事務の内容



大区分 11 中区分 1 小区分 (1)

事業名	自立支援医療費の支給及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務																															
担当	福祉保健局																															
事	(事務の概要)																															
	・障害者自立支援法(以下「法」という。)に基づき、①自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)の支給、 ②自立支援医療機関の指定等の事務を行う。																															
務	(主な事務内容)																															
	①自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)の支給 ・自立支援医療費に係る不正取得の徴収に関すること(法第8条) ・自立支援医療費に係る報告等に関すること(法第9条及び第10条) ・自立支援給付対象サービス等に関する調査等に関すること(法第11条) ・自立支援医療費に係る資料の提供等に関すること(法第12条) ・自立支援医療費の支給認定に関すること(法第52条から第54条) ・自立支援医療に係る支給認定の変更に関すること(法第56条) ・自立支援医療に係る支給認定の取消しに関すること(法第57条) ・自立支援医療費の支給に関すること(法第58条) ・自立支援医療費の審査及び支払に関すること(法第73条) ②自立支援医療機関の指定等 ・指定自立支援医療機関の指定(法第59条) ・指定自立支援医療機関の指定の更新(法第60条) ・指定自立支援医療機関の変更に関する届出受理(法第64条) ・指定自立支援医療機関の指定の取消し等(法第68条) ・指定自立支援医療機関の公示(法第69条) ・指定自立支援医療機関の指導等(法第63、66、67条)																															
の	(特別区における事務処理の状況)																															
	・自立支援医療費のうち、育成医療の支給などについては、事務処理特例条例で特別区に移譲済。																															
内	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)																															
	無																															
容	(その他)																															
	障害者自立支援法106条の規定により、指定都市及び中核市に事務が移管されている。																															
(都における事務処理の状況)																																
①自立支援医療(育成医療)																																
知事等の指定する医療機関に委託して給付を行う。																																
自立支援医療(精神通院医療)																																
申請は区市町村を経由し、都(中部総合精神保健福祉センター)が支給認定を行い、都道府県が指定した医療機関で医療を受ける。																																
○自立支援医療(精神通院医療)の受給者証を交付した患者数(区部平成18年度末現在)																																
86,260人																																
※区部人口割(67.66%)で積算																																
※認定期間は1年間																																
②本庁で事務を行っている。																																
平成20年1月1日現在 指定数																																
育成・更生医療 2388件																																
精神通院医療 5874件																																
H20.2.1現在の指定数																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>病院</th> <th>薬局</th> <th>訪問看護</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">育成・更生医療</td> <td></td> <td>987</td> <td>1,352</td> <td>93</td> <td>2,432</td> </tr> <tr> <td>うち特別区内</td> <td>748</td> <td>964</td> <td>70</td> <td>1,782</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">精神通院医療</td> <td></td> <td>1,263</td> <td>4,426</td> <td>238</td> <td>5,927</td> </tr> <tr> <td>うち特別区内</td> <td>900</td> <td>3,191</td> <td>162</td> <td>4,253</td> </tr> </tbody> </table>							病院	薬局	訪問看護	合計	育成・更生医療		987	1,352	93	2,432	うち特別区内	748	964	70	1,782	精神通院医療		1,263	4,426	238	5,927	うち特別区内	900	3,191	162	4,253
		病院	薬局	訪問看護	合計																											
育成・更生医療		987	1,352	93	2,432																											
	うち特別区内	748	964	70	1,782																											
精神通院医療		1,263	4,426	238	5,927																											
	うち特別区内	900	3,191	162	4,253																											

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

11 自立支援医療費の支給等(育成医療及び精神通院医療)など障害者の自立支援に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 自立支援医療費の支給等(育成医療及び精神通院医療)など障害者の自立支援に関する事務											
(2) 障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収等に関する事務	○障害者自立支援法に基づき、①地域生活支援事業の実施に関する事、②障害福祉サービス事業等の開始、障害者支援施設の設置等に関する事、③障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等の事務を行う。	区	△							○障害福祉サービス事業の開始等を行う事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。 障害福祉サービス事業者の数や規模の偏在に伴う一定の広域的対応が必要となるが、現在特別区が実施している自立支援医療費(育成医療)の支給などの事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。事業者等に対する迅速な対応や窓口の一本化に伴う利便性の向上が期待できる。	区
		都		○	○					(地域生活支援事業) ○地域生活支援事業については、既に、国の要綱に基づき、都区間で役割分担がなされている。 ○特別区が一定以上の規模になっても、特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業については、都が一元的かつ広域的に対応したほうが効率的である。 (障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収など) ○障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等に関する事務は、障害福祉サービス等の指定事務(府県事務)と連動しており、一体的に取り扱う必要がある。 よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。ただし、障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等に関する事務は、その指定事務も含めて役割分担を検証する必要がある。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 11 中区分 1 小区分 (2)

事業名	障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収等に関する事務		<p>< 考え方 > (地域生活支援事業) ○地域生活支援事業については、既に、国の要綱に基づき、都区間で役割分担がなされている。 ○特別区が一定以上の規模になっても、特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業については、都が一元的かつ広域的に対応したほうが効率的である。</p> <p>(障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収など) ○障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等に関する事務は、障害福祉サービス等の指定事務(府県事務)と連動しており、一体的に取り扱う必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。ただし、障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等に関する事務は、その指定事務も含めて役割分担を検証する必要がある。</p>						
担当	福祉保健局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	チェック 理由：							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	チェック ○ 理由：地域生活支援事業については、専門相談事業、研修事業ともに事業規模を勘案すると都が一体的に行ったほうが効率的である。							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	チェック ○ 理由：地域生活支援事業については、人材や専門性確保の観点から区直営実施は難しい。区域内に適切に受託できる社会福祉法人等があるかが課題である。							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	チェック 理由：							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	チェック 理由：							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	チェック 理由：							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	チェック 理由：							
業									
評									
価									
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務評価個票

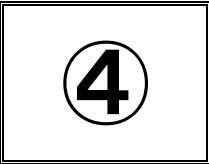
〔区〕

④

大区分 11 中区分 1 小区分 (2)

事業名		障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収等に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○障害福祉サービス事業の開始等を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により事務の一部の移譲を受けている市もある事務である。</p> <p>判断基準に照らし、障害福祉サービス事業者の数や規模の偏在に伴う一定の広域的対応が必要となるが、自立支援医療費（育成医療）の支給などの事務を実施している特別区が、多様化する障害者の生活様式やニーズに応えるために一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <p>・障害福祉サービス事業者の数や規模の偏在への対応については、都区の役割分担及び各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による広域的処理や一体的処理が必要とは言えない。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには法改正が必要であるが、事務処理特例条例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、現在実施している自立支援医療費（育成医療）の支給などの事務と合わせて、障害者の自立支援に関する事務を一貫して実施できるようになり、地域の実情に応じた迅速な対応が可能となる。</p> <p>○障害福祉サービス事業者の数や規模の偏在に伴う都区の役割分担及び各区間の連携の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>					
担当局		福祉保健局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	△	障害福祉サービス事業者の数や規模の偏在に伴う、一定の広域的対応が必要となる。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
(7) その他特段の事情があるかどうか。			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							
チェック	理由								

検討対象事務の内容



大区分 11 中区分 1 小区分 (2)

事業名	障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収等に関する事務	
担当	福祉保健局	
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・障害者自立支援法(以下「法」という。)に基づき、①地域生活支援事業の実施に関する事、②障害福祉サービス事業等の開始、障害者支援施設の設置等に関する事、③障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等の事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>①国で定める「地域生活支援事業実施要綱」(平成19年6月18日障発第0801002号)に基づき、各事業ごとに要綱を作成し、事業を実施している。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>①地域生活支援事業の実施に関する事(法第78条)</p> <p>事 ・特に専門性の高い相談支援事業その他広域的な対応が必要な事業の実施</p> <p>ア. 発達障害者支援センター運営事業 イ. 障害者・生活支援センター事業 ウ. 高次脳機能脳機能障害支援普及事業 エ. 障害児等療育支援事業</p> <p>・障害福祉サービス又は相談の質の向上のために関係者を育成する事業の実施</p> <p>オ. 障害程度区分認定調査員等研修 カ. 相談支援従事者研修 キ. サービス管理責任者研修 ク. 手話通訳者等養成研修</p> <p>②障害福祉サービス事業等の開始、障害者支援施設の設置等に関する事(法第79、83条)</p> <p>・都道府県は障害福祉サービス事業等を実施することができる。(都立施設での事業実施)</p> <p>③障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等の事務を行う。(法第81、82、85、86条)</p> <p>・都道府県知事は、必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業を行う者等に対して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>・都道府県知事は、障害福祉サービス事業を行う者等が、規定若しくは当該規定に基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたとき、又は身体障害者福祉法第十八条の二、知的障害者福祉法第二十一条若しくは児童福祉法第二十一条の七の規定に違反したときは、その事業を行う者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p>	<p>ア. 発達障害者支援センター運営事業(委託事業)</p> <p>・都で1箇所(世田谷区)。社会福祉法人に事業を委託している。</p> <p>イ. 障害者・生活支援センター事業(補助事業)</p> <p>・区部3箇所、多摩1箇所</p> <p>ウ. 高次脳機能脳機能障害支援普及事業(直営実施)</p> <p>・東京都心身障害者福祉センターで実施</p> <p>エ. 障害児等療育支援事業(委託及び直営施設での実施)</p> <p>・知的障害児等相談支援事業(区部1箇所、多摩1箇所)</p> <p>・障害児(者)地域療育等支援事業(区部3箇所、多摩3箇所)</p> <p>オ. 障害程度区分認定調査員等研修</p> <p>・障害程度区分認定調査員研修(本庁で実施)</p> <p>・市町村審査会委員研修(本庁で実施)</p> <p>・主治医研修(委託で実施)</p> <p>カ. 相談支援従事者研修</p> <p>・本庁を中心に、心身障害者福祉センター及び精神保健福祉センター等の協力を得て実施。</p> <p>キ. サービス管理責任者研修</p> <p>・本庁を中心に、心身障害者福祉センター及び精神保健福祉センター等の協力を得て実施。</p> <p>ク. 手話通訳者等養成研修</p> <p>・社会福祉法人に委託して実施している。</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>無</p>	<p>②障害福祉サービス事業等の開始、障害者支援施設の設置等に関する事</p> <p>・東京都が都立施設等で直営実施することができる規定であり、各区は東京都に届出することにより、同様に事業実施可能。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>	<p>③障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等の事務</p> <p>・指導監査部において定期的に立入検査等の監査を実施している。</p>
<p>(その他)</p> <p>障害者自立支援法106条の規定により、指定都市及び中核市に事務が移管されている。</p>		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

16 事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など)											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など)											
(1)事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核の予防に関する事務において都道府県が処理することとされている事務で、大都市特例により指定都市等が処理する事務のうち、保健所設置自治体である特別区が処理していない事務	区								<p>○結核公費負担患者の医療を担当する医療機関の指定や指導などの住民生活に密着した事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。現在、特別区が実施している届出受理などの経由事務と合わせて、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が期待できる。なお、法に規定される都の費用負担を特別区に移譲するには、法改正が必要である。</p>	区
		都	△					△		<p>○特別区は既に保健所を設置していることに加え、事務処理特例条例により、結核の予防に関する事務の大部分を既に実施しており、一定のノウハウを有している。</p> <p>今回検討する2つの事務については下記のような課題がある。</p> <p>○まず、定期健康診断の報告に関しては、感染症法53条の7第1項に基づき、実施者から報告を受けた特別区長(保健所)が都知事に報告する事務である。各区が集約した情報(例えば発見患者数)は、大都市における結核行政を推進するために、都が集約し、各区及び都レベル、国レベルで活用していく必要があるため、53条の7第1項に基づく都への報告は、法令のとおり、引き続き区が実施することが必要である。</p> <p>○次に、結核指定医療機関の指定に関する事務のうち、指定申請等を受理する事務は、申請を行う医療機関の利便性や結核予防の実務を担う保健所が効率的に指定状況を把握できるようにするため、すでに、特例条例により保健所で受理できるように権限委譲している。指定権限自体を区に移管することは、事務の迅速化のうえでのメリットもあると考えられる。しかし、当事務に関連する情報を都に集約することは、各区が施策を展開する上で必要かつ有益であり、また医療保険者や国保連、患者やケースワーカーからの問い合わせに対応できるよう、事務移管した場合にも、都区間での情報共有が図れるような仕組みづくりが必要である。</p> <p>区への移管について検討するにあたっては、上記課題の解決が必要である。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 16 中区分 1 小区分 (1)

事業名	事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など)		< 考え方 >						
担当	福祉保健局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	△	理由 都内全域における結核予防の観点から、健康診断結果や指定医療機関に関する情報を、都が集約する仕組みが必要である。						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック		理由						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック		理由						
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
業	チェック		理由						
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	△	理由 都民の安心・安全を確保するためには、都内全域において、結核の予防が適切に図られる必要がある。このため、都区間及び特別区間の連携が必要である。						
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック		理由						
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック		理由						
			<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">(区)</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	(区)	保
総合評価									
都	(区)	保							

今回検討する2つの事務については下記のような課題がある。
 ○まず、定期健康診断の報告に関しては、感染症法53条の7第1項に基づき、実施者から報告を受けた特別区長(保健所)が都知事に報告する事務である。各区が集約した情報(例えば発見患者数)は、大都市における結核行政を推進するために、都が集約し、各区及び都レベル、国レベルで活用していく必要があるため、53条の7第1項に基づく都への報告は、法令のとおり、引き続き区が実施することが必要である。
 ○次に、結核指定医療機関の指定に関する事務のうち、指定申請等を受理する事務は、申請を行う医療機関の利便性や結核予防の実務を担う保健所が効率的に指定状況を把握できるようにするため、すでに、特例条例により保健所で受理できるように権限委譲している。指定権限自体を区に移管することは、事務の迅速化のうえでのメリットもあると考えられる。しかし、当事務に関連する情報を都に集約することは、各区が施策を展開する上で必要かつ有益であり、また医療保険者や国保連、患者やケースワーカーからの問い合わせに対応できるよう、事務移管した場合にも、都区間での情報共有が図れるような仕組みづくりが必要である。
 区への移管について検討するにあたっては、上記課題の解決が必要である。

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 16 中区分 1 小区分 (1)

事業名	事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など)		<p>< 考え方 ></p> <p>○結核公費負担患者の医療を担当する医療機関の指定や指導などの住民生活に密着した事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、一部の事務について、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、申請書の受理等の既に一部の事務を実施している特別区が、地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <p>○指定医療機関の指定については、区を経由し、保健所長の意見に基づき都が指定しているため、区に移管することで事務の効率化が図れるとともに、医療機関等の状況を直接把握でき、きめ細かい指導等が可能になる。</p> <p>○指定医療機関の診療報酬の審査に関する事務は、都が診療報酬支払基金及び国保連合会に委託しているため、区も委託により事務を処理することが可能である。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。ただし、定期健康診断に要する費用の補助については、事務処理特例には馴染まず、特別区に移譲するには法改正が必要である。</p> <p>○結核指定医療機関の指定、取消し及び立入検査等については、地方分権改革推進委員会の第一次勧告において、都道府県から保健所設置市に移譲すべき事務として示されている。</p>
担当局	福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
△	定期健康診断に要する費用の補助については、事務処理特例には馴染まず、特別区に移譲するには法改正が必要である。		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

4

大区分 16 中区分 1 小区分 (1)

事業名	事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など)									
担当	福祉保健局									
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)に基づき、結核の予防に関する事務において都道府県が処理することとされている事務で、大都市特例により指定都市等が処理する事務のうち、保健所設置自治体である特別区が処理していない事務 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部署・・・福祉保健局健康安全室感染症対策課結核係 								
	<p>(主な事務内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 結核指定医療機関の指定(第38条第2項) 結核指定医療機関に対する指導(第38条第7項) 結核指定医療機関の指定辞退の届出受理(第38条8項) 結核指定医療機関の指定取消(第38条第9項) 結核指定医療機関の診療報酬の審査、決定(第40条第3項) 結核指定医療機関に対する報告の請求、検査(第43条第1項) 診療報酬支払の一時差し止めの指示、差し止め(第43条第2項) 定期健康診断実施報告の受理(第53条の7第1項) 結核に係る定期健康診断に要する費用の補助(第60条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定医療機関の指定等に関する事務は、保健所を経由することにより、事務を担当する保健所との情報共有を図っている。(特別区は特例条例による。) (参考) ・ 都内結核指定医療機関数(平成19年7月現在) <table border="1" data-bbox="1232 558 1680 702"> <tr> <td>病院</td> <td>576 所</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>3,860 所</td> </tr> <tr> <td>薬局</td> <td>3,355 所</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーション</td> <td>68 所</td> </tr> </table> ○ 指定医療機関に対する診療報酬関係の事務は、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託して実施している。 ○ 定期健康診断に関する都の事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告→法に基づき、保健所長等を経由して実績を収集 ・ 費用補助→私立学校等への補助を実施(平成19年度 342件:72百万円) 	病院	576 所	診療所	3,860 所	薬局	3,355 所	訪問看護ステーション	68 所
	病院	576 所								
	診療所	3,860 所								
薬局	3,355 所									
訪問看護ステーション	68 所									
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理特例条例第2条の表64の項により、結核医療機関の指定申請の受理理由(法第38条第2項)、結核指定医療機関の指定辞退の届出受理理由(法第38条8項)の事務を行っている。 										
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>										
内容	<p>(その他)</p>	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年4月1日より、それまでの「結核予防法」が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」に統合。 ・ 感染症法における結核の予防に関する都道府県事務は、保健所設置自治体が主体となって実施するよう読み替え規定が設けられており(法第64条)、都道府県に残された事務は、都道府県レベルの広域での情報収集や調整に関する事務である。 								

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

22 特定工場の新設届出受理などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 特定工場の新設届出受理などに関する事務											
(1) 特定工場の新設届出受理などに関する事務	工場立地法に基づき、特定工場の新設、変更の届出等に関する事務を行う。	区								<p>○地域の生活環境に直接影響する事務であり、指定都市等に移譲されている事務である。現在区が実施している事務と併せて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の特性や実情に応じた対応が期待できる。</p>	区
		都								<p>○当事務は、本来、都道府県事務とされているが、指定都市にあっては当該事務を行っている。一方、工場の立地は、住民生活に密接に関連する面もあるため、当事務に関しては、一定以上の規模となった特別区が行うことが望ましい。</p> <p>○工場環境整備事務については、都は法第4条の2の規定に基づき「東京都工場立地法地域準則条例」で「地域準則」を定めており、特別区はこの準則により特定工場の新設等について判断することが可能である。また、緑化基準の確認など専門性を必要とする事務も、特別区が一定以上の規模になることにより、担うことが可能になると考えられる。</p> <p>よって、当事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 22 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定工場の新設届出受理などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○地域の生活環境に直接影響する事務であり、指定都市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、都の環境確保条例により実施している事務と併せて、特別区が地域の特性や実情に応じて、担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、都の環境確保条例に基づく事務で、現在特別区が事務処理特例により実施している工場設置認可等の事務と窓口が一本化されるため、地域の実情に応じた対応が図れることが期待できる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第一次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。</p>
担当局	産業労働局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		

総合評価		
都	④	保

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

31 農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務などに関する事務											
(1) 農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務	農住組合法に基づき、農住組合の設立等に係る各種認可、農住組合の監督に係る各種事務、事業の実施に伴う交換分合の認可等を行う。	区								<p>○地域のまちづくりや生活環境に直接影響する事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。地域のまちづくりとの整合を図りつつ、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都								<p>○標記事務は、当面の営農の継続を図りつつ、市街化区域内農地を円滑かつ速やかに住宅地等へ転換し、地域における住民の生活の安定と福祉の増進を図るものであり、ある程度広域的な視点から、事務を行う必要がある。</p> <p>○一方で、農住組合の設立認可にあたっては、知事はあらかじめ関係市町村（特別区を含む）から意見聴取しなければならない（第68条第4項）とされるなど、市町村との関係が深く、その意味では、特別区が地域の実情を踏まえて事務を行うことが望ましい。また、特別区が一定以上の規模になることにより、広域的視点からの事務処理が可能となる。したがって、基本的には特別区へ移管する方向で検討すべき事務である。</p> <p>○しかし、現在区部に農住組合はなく、将来的にも本事務が発生する可能性は低いと考えられることから、具体的な検討を行う実益は極めて小さい。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 31 中区分 1 小区分 (1)

事業名	農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○地域のまちづくりや生活環境に直接影響する事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域のまちづくりとの整合を図りつつ、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○なお、これまで特別区内に農住組合の設立実績はなく、また、組合の設立の認可申請は、平成23年5月19日までであり、それ以降は当該法律に基づく設立申請等は発生しない。</p>
担当局	産業労働局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

4

大区分 31 中区分 1 小区分 (1)

事業名	農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務	
担当	産業労働局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>農住組合法に基づき、農住組合の設立等に係る各種認可、農住組合の監督に係る各種事務、事業の実施に伴う交換分合の認可等を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>現在の区部の農住組合数: なし</p> <p>これまでの農住組合の設立及び届出実績: 2組合(両組合とも、平成13年に解散済)</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農住組合の事業の実施に伴う交換分合計画の認可(法第9条) ・農住組合の理事が欠けた時の仮理事の選任(法第44条) ・農住組合の定款及び事業基本方針の変更の認可(法第48条第2項) ・農住組合の設立の認可等(法第67,68条) ・農住組合の解散の決議の認可(法第71条) ・農住組合の合併の認可(法第72条) ・農住組合の清算にあたって裁判所への意見の提言(法第80条) ・農住組合の業務又は財産状況の報告の徴収(法第81条) ・農住組合の業務又は会計状況の検査(法第82条) ・農住組合が法定等に違反した際の措置(法第83条) ・農住組合の解散命令(法第84条) ・農住組合の議決、選挙及び当選の取消(法第85条) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): (有・無)</p> <p style="text-align: center;">無</p>	
	<p>(その他)</p> <p>・農住組合法第90条により、都道府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市に事務が移管されている。(法第12条の規定により適用される土地改良法の規定により都道府県知事の権限に属する事務以外のもの)</p>	

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

36 大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務											
(1)大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務	大規模小売店舗立地法に基づき、住民や商業その他の業務の利便確保に配慮すべき事項（交通渋滞、駐車場等）や周辺地域の生活環境の悪化防止に配慮すべき事項（騒音、廃棄物等）についての届出の受理などに関する事務を行なう。	区								○地域の商業や生活環境に直接影響する事務であり、指定都市等に移譲されている事務である。地域の実情に応じて総合的な対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
	大規模小売店舗立地法に基づき、住民や商業その他の業務の利便確保に配慮すべき事項（交通渋滞、駐車場等）や周辺地域の生活環境の悪化防止に配慮すべき事項（騒音、廃棄物等）についての届出の受理などに関する事務を行なう。	都	△	△	△					○大規模小売店舗の立地による影響は、近隣の区市町村に及ぶことも想定され、広域的な対応が求められることから、都道府県事務とされている。 ○一方、大規模小売店舗の出店は、周辺環境への配慮が求められ、都道府県は店舗所在地の区市町村への届出内容の通知、意見の聴取を行わなければならないとされている（法第8条第1項）など区市町村との関係が深く、特別区が事務を担うことが望ましいとも言える。 ○法は、運用を行う行政庁を、都道府県及び政令指定都市と定めているが、特別区が一定以上の規模になれば、事務を担うことは可能であると考えられる。 ○特別区へ移管することにより、事業者の利便性向上が見込まれるほか、各地域の実情に応じた審査・調整が可能となる。 よって、当該事務は、特別区へ移管する方向で検討する。ただし、区界に大規模小売店舗が進出する場合などにおいては、複数区による調整が必要となる場合があることから、課題として検討する必要がある。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 36 中区分 1 小区分 (1)

事業名		大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○大規模小売店舗の立地による影響は、近隣の区市町村に及ぶことも想定され、広域的な対応が求められることから、都道府県事務とされている。</p> <p>○一方、大規模小売店舗の出店は、周辺環境への配慮が求められ、都道府県は店舗所在地の区市町村への届出内容の通知、意見の聴取を行わなければならないとされている（法第8条第1項）など区市町村との関係が深く、特別区が事務を担うことが望ましいとも言える。</p> <p>○法は、運用を行う行政庁を、都道府県及び政令指定都市と定めているが、特別区が一定以上の規模になれば、事務を担うことは可能であると考えられる。</p> <p>○特別区へ移管することにより、事業者の利便性向上が見込まれるほか、各地域の実情に応じた審査・調整が可能となる。</p> <p>よって、当該事務は、特別区へ移管する方向で検討する。ただし、区界に大規模小売店舗が進出する場合などにおいては、複数区による調整が必要となる場合があることから、課題として検討する必要がある。</p>
担当		産業労働局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 届出の受理等の事務の対象となる大規模小売店舗（以下「店舗」という。）の立地が特別区の区域を跨ぐ場合や、店舗の出店による生活環境等の影響が隣接の区市町村に影響が及ぶ場合もある。		
	△			
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 届出の受理等を都で一括し行なうことにより、複数の事例を比較し届出内容の評価等を行なうことができるとともに、審議会の運営も効率的に行われている。特別区に移管することにより事業効果、効率性が低下するほか、審査・指導に格差が生じ公平性が損なわれる恐れがある。		
	△			
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由 法は大型店の周辺環境への配慮事項として交通、駐車場、廃棄物等を定めているが、各分野において既に何らの規制法令が存在し、専門部署と連携し事務に当たっている。関係各局（治安対策本部・都市整備・環境・建設・警視庁）で構成する協議会で協議し、専門的知識を有する委員からなる審議会に諮り、都の意見形成を行っている。各特別区において同様の処理を確保できるか懸念される。		
	△			
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
				総合評価
				都 ④ 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 36 中区分 1 小区分 1

事業名		大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○地域の商業や生活環境に直接影響する事務であり、指定都市等に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。地域の実情に応じて総合的な対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の措置を受けるためには法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、区民や事業者の意向を踏まえながら周辺施設の整備誘導を図ることができ、地域の商業振興やまちづくり計画等との整合を図りながら円滑な対応を図れることが期待できる。</p> <p>○複数区に関係する事例が生じた場合の特別区間の連携の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		産業労働局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
				総合評価
				都 ④ 保

検討対象事務の内容

④

大区分 **36** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務
担当	産業労働局

事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)に基づき、住民や商業その他の業務の利便確保に配慮すべき事項(交通渋滞、駐車場等)や周辺地域の生活環境の悪化防止に配慮すべき事項(騒音、廃棄物等)についての届出の受理などに関する事務を行なう。
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例による基準面積の特例の設定(法第3条2項) ・店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗(以下「店舗」という。)の新設に関する届出の受理、公告等(法第5条第1項、3項) ・変更の届出の受理、公告(法第6条第1項、2項、5項及び6項) ・店舗所在地の区市町村への届出内容の通知、意見の聴取(法第8条第1項) ・住民等からの意見の聴取(法第8条第2項) ・意見の概要の公告及び縦覧(法第8条第3項) ・届出に対する生活環境の保持等の見地から意見を通知(法第8条第4項) ・都道府県の意見の概要の公告及び縦覧(法第8条第6項) ・都道府県意見を踏まえた変更等の届出の受理(法第8条第7項) ・変更等の概要の公告及び縦覧(法第8条第8項) ・店舗の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認める場合における勧告、勧告に従わない場合の公表等(法第9条第1項、3項、4項、5項、7項) ・地位を承継した旨の届出の受理(法第11条第3項) ・関係行政機関に対する協力の要求(法第12条第1項) ・大規模小売店舗設置者及び店舗における小売業者に対する報告の徴収(法第14条第1項、2項)
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無)</p> <p style="text-align: center;">無</p>
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法第15条の規定により、政令指定都市に事務が移管されている。 	

(都における事務処理の状況)		
<ul style="list-style-type: none"> ・区部の法に基づく届出店舗数 : 488店舗(平成19年12月末日現在) ・平成18年度の区部における届出実績 		
	届出内容	
新設	法第5条第1項	12
変更	立地法施行前の既存店舗の変更	法附則第5条
	設置者名、小売業者等の変更	法第6条第1項
	届出済み店舗の営業時間等の変更	法第6条第2項
	都の意見に対する変更又は変更しない通知	法第8条第7項
	都の勧告に対する変更	法第9条第4項
廃止	法第6条第5項	4
承継	法第11条第3項	12
取下げ		1
計		161
<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度の区部店舗に対する意見通知件数(意見なしを含む) : 117件 		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

54 特定支援事業に係る指定法人の指定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 特定支援事業に係る指定法人の指定などに関する事務											
(1) 特定支援事業に係る指定法人の指定などに関する事務	<p>中小企業支援法に基づき、東京都が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、各中小企業支援策を実施する。また、東京都に代わって特定支援事業を行わせる法人（各都道府県に一つ）を指定し、その法人にその事業の適正かつ確実な実施を行わせるのに必要な措置を取る。</p>	区						○		<p>○地域の中小企業の経営に密接に関係する事務であり、指定都市が指定を受けて実施している事務である。特別区が行っている中小企業関連の施策とあわせて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情を考慮した、より決め細やかな対応が期待できる。</p>	区
		都	○	○		○			△	<p>○都では、中小企業支援法に基づく特定支援事業のうち、プロジェクトマネージャーを配置し東京の経済の活性化を図る事業可能性評価、広域的な情報提供メニューを有するデータベースの運営及び取引改善指導（夏に法務大臣によるADR認証を取得予定）など高度で広域的な支援を指定法人に行わせている。</p> <p>○また、都は、安全性、機能性及び快適性を支える産業の育成を重点的に実施するなど大都市の特性を踏まえた政策的な支援を行っている。</p> <p>○以上から都が当該事務を処理する必要がある。</p> <p>○ただし、特別区が一定以上の規模になる場合に、特別区も指定法人を指定する権限を持つこととするかについては、現在、多種多様な主体により行われている中小企業支援施策の役割分担と合わせ検討すべきである。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 54 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定支援事業に係る指定法人の指定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○都では、中小企業支援法に基づく特定支援事業のうち、プロジェクトマネージャーを配置し東京の経済の活性化を図る事業可能性評価、広域的な情報提供メニューを有するデータベースの運営及び取引改善指導(夏に法務大臣によるADR認証を取得予定)など高度で広域的な支援を指定法人に行わせている。</p> <p>○また、都は、安全性、機能性及び快適性を支える産業の育成を重点的に実施するなど大都市の特性を踏まえた政策的な支援を行っている。</p> <p>○以上から都が当該事務を処理する必要がある。</p> <p>○ただし、特別区が一定以上の規模になる場合に、特別区も指定法人を指定する権限を持つこととするかについては、現在、多種多様な主体により行われている中小企業支援施策の役割分担と合わせ検討すべきである。</p>
担当	産業労働局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>○</p> <p>理由 プロジェクトマネージャーを配置した東京の経済の活性化を図る事業可能性評価や、広域的な情報提供メニューを有するデータベースの運営及び取引改善指導(夏に法務大臣によるADR認証を取得予定)などを実施しており、高度で広域的な支援内容となっている。</p>	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>○</p> <p>理由 仮に、特別区も指定法人の指定を行うこととした場合、都公社と区の指定法人が重複することになるため、二重行政の観点から非効率となる。</p>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>理由</p>	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>○</p> <p>理由 企業等が行う技術開発や製品開発には高額な費用を要するケースが少なくないため、より財政規模の大きい都道府県レベルの自治体が高額の助成や一定規模以上の施設・設備を設置した方が効率的である。</p>	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>理由</p>	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>理由</p>	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	<p>チェック</p> <p>△</p> <p>理由 治安・防犯等の大都市東京において顕著に現れる行政需要に対応するため、都は関連産業の育成支援などを政策的に実施している。</p>	
総合評価	都	区	

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 54 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定支援事業に係る指定法人の指定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○地域の中小企業の経営に密接に関係する事務であり、指定都市が指定を受けて実施している事務である。特別区が行っている中小企業関連の施策とあわせて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要である。</p> <p>○特別区が担うことにより、現在、区が実施している中小企業支援事業と合わせた総合的な対策を講じられることが期待できる。実施にあたっては、(財)東京都中小企業振興公社への委託・連携を考慮する必要がある。</p>						
担当局	産業労働局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	○	法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要である。							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務の内容

4

大区分 54 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定支援事業に係る指定法人の指定などに関する事務	
担当	産業労働局	
事務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>中小企業支援法(以下「法」という。)に基づき、東京都が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、各中小企業支援策を実施する。また、東京都に代わって特定支援事業を行わせる法人(各都道府県に一つ)を指定し、その法人にその事業の適正かつ確実な実施を行わせるのに必要な措置を取る。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都では本法に基づき、平成12年5月に、特定支援事業を行う法人(中小企業支援センター)として財団法人東京都中小企業振興公社を指定し、中小企業に対する各種の支援事業を提供している。 ○ 指定法人は特定支援事業を適正かつ確実に実施しているため、東京都は事業の改善命令、指定の取消しその他必要な措置を取ったことがない。
	<p>(主な事務内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都が行う中小企業支援事業の実施に関する計画の策定及び経済産業大臣への届出(法第4条第1項) 2 特定支援事業を行わせる法人の指定(法第7条第1項) 3 指定法人に対する事業の改善命令、指定の取消し等(法第8条第2項) <p>都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①中小企業者が行う電子計算機を利用して行う事業活動に関する経営の診断、助言、調査、研究及び情報の提供 ②中小企業者に必要な資金の調達の円滑な実施に資する経営の診断、助言、調査、研究及び情報の提供 ③中小企業者が行う技術開発などに関する経営の診断、助言、調査、研究及び情報の提供 ④中小企業者が行う省エネ臨時措置法の促進に資する経営の診断、助言、調査、研究及び情報の提供 ⑤その他高度の専門的な知識及び経験を要するため、都道府県が行うことが困難な経営診断等 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>	
	<p>(その他)</p> <p>法第3条第1項及び第3項により、標記の事務は政令指定都市を含む都道府県の権限に属するものである。</p>	

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

74 中核的支援機関認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 中核的支援機関認定などに関する事務											
(1) 中核的支援機関認定などに関する事務	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、新事業支援機関として、経営革新、地域産業資源を活用して行う事業環境の整備などを行う。	区						○		<p>○地域産業資源を活用した新事業創出を図る事務であり、都道府県の他、指定都市が実施主体とされている事務である。特別区が行っている中小企業関連の施策とあわせて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情を考慮した、より決め細やかな対応が期待できる。</p>	区
		都	○	○					△	<p>○事業環境整備構想は、地域産業資源の現状を評価・分析し、今後の発展可能性の高い戦略分野の設定や、海外を含めた他地域との広域的なネットワークを構築することによって、地域産業の発展可能性を高めることを目的として定めたものである。</p> <p>○よって、中核的支援機関は、多種多様な新事業支援機関（大学、公設試、貿易センター、商工会議所、商工会連合会、ベンチャーキャピタル、国際展示場等）相互の連携を広域的に強化・促進していくことが必要である。</p> <p>○更に、都は、安全性、機能性及び快適性を支える産業の育成を重点的に実施するなど大都市の特性を踏まえた政策的な支援を行っている。</p> <p>○以上より都が当該事務を処理する必要がある。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 74 中区分 1 小区分 (1)

事業名	中核的支援機関認定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○事業環境整備構想は、地域産業資源の現状を評価・分析し、今後の発展可能性の高い戦略分野の設定や、海外を含めた他地域との広域的なネットワークを構築することによって、地域産業の発展可能性を高めることを目的として定めたものである。</p> <p>○よって、中核的支援機関は、多種多様な新事業支援機関(大学、公設試、貿易センター、商工会議所、商工会連合会、ベンチャーキャピタル、国際展示場等)相互の連携を広域的に強化・促進していく必要がある。</p> <p>○更に、都は、安全性、機能性及び快適性を支える産業の育成を重点的に実施するなど大都市の特性を踏まえた政策的な支援を行っている。</p> <p>○以上より都が当該事務を処理する必要がある。</p>			
担当	産業労働局					
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由 本法に規定する事業環境整備構想は、中核的支援機関を中心とする、様々な新事業支援機関の広域的なネットワーク化を図り、中小企業者等が行う新事業活動の創業から事業化までを支援することを定めたものである。				
	○					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい障壁が生じると考えられる事務かどうか。					
	チェック	理由 事業環境整備構想に規定する地域プラットフォームは、広域をカバーする都が一体的に整備することによって、より多様な新事業支援機関による支援が可能となるため、都が当該事務を処理した方が事業効果がある。				
	○					
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
チェック	理由					
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
チェック	理由					
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。						
チェック	理由					
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。						
チェック	理由					
(7) その他特段の事情があるかどうか。						
チェック	理由 治安・防犯等の大都市東京において顕著に現れる行政需要に対応するため、都は関連産業の育成支援などを政策的に実施している。					
△						
			総合評価			
			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">保</td> </tr> </table>	都	区	保
都	区	保				

検討対象事務評価個票

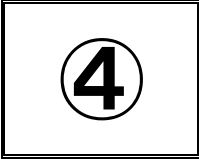
〔区〕

④

大区分 74 中区分 1 小区分 (1)

事業名	中核的支援機関認定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○地域産業資源を活用した新事業創出を図る事務であり、都道府県の他、指定都市が実施主体とされている事務である。特別区が行っている中小企業関連の施策とあわせて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要である。</p> <p>○特別区が担うことにより、現在、区が実施している中小企業支援事業と合わせた総合的な対策を講じられることが期待できる。実施にあたっては、(財)東京都中小企業振興公社への委託・連携を考慮する必要がある。</p>
担当局	産業労働局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
	○	法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要である。	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	
			総合評価
			都 区 保

検討対象事務の内容



大区分 74 中区分 1 小区分 (1)

事業名	中核的支援機関認定などに関する事務	
担当	産業労働局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下「法」という。平成11年法律第18号、法律の名称が現行のものになった時期は平成17年)に基づき、新事業支援機関として、経営革新、地域産業資源を活用して行う事業環境の整備などを行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>平成12年に旧法に基づき事業環境整備構想を策定、同年8月に財団法人東京都中小企業振興公社を中核的支援機関として認定した。 さらに、平成17年8月には法改正に伴い、新たに構想を策定した。 また、平成18年9月小金井市を新たに高度技術産学連携地域に指定するために、事業環境整備構想を改正した。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域産業資源を活用して行う事業環境整備構想の作成(法第25条第1項) 東京都の中小企業に対する総合的な支援体制の枠組みを明らかにし、各支援機関の有機的なネットワーク化を図り、都内中小企業が地域産業資源を積極的に活用して新たな事業活動を促進を図ることを目的とする。 従来は、この構想を作成することによって、国から地域プラットフォーム補助金を受給することができ、また構想の中で高度技術産学連携地域を指定することによって、区市町村が国のインキュベーション施設整備補助金を受給することができた。しかし、現在ではいずれの補助金も税源移譲の理由により廃止されている。 2 事業環境整備構想を作成しようとするときの国への助言の要求(法第25条第5項) 3 事業環境整備構想を作成したときの公表(法第25条第6項) 4 中核的支援機関の認定(法第26条第1項) 事業環境整備構想の実現を図るため、中核的支援機関を認定し(各都道府県及び指定都市で可能)、支援事業を行わせることができる。 5 中核的支援機関の認定に際しての経済産業大臣への協議(法第26条第2項) 6 中核的支援機関の認定を行った場合の公表(法第26条第4項) 7 中核的支援機関に対する事業の改善命令、認定の取消し等(第27条第2項) 8 中核的支援機関の認定を取り消したときの公表(第27条第3項) <p>※法第25条第4項の取扱い</p>	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況)：(有・無)</p> <p>無</p>	
内容	<p>(その他)</p> <p>法第25～27条により標記の事務は政令指定都市を含む都道府県の権限に属するものである。</p>	

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

75 特定建築物の基準適合報告などに関する事務(特定路外駐車場設置届の受理)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 特定建築物の基準適合報告などに関する事務(特定路外駐車場設置届の受理)											
(1) 特定建築物の基準適合報告などに関する事務(特定路外駐車場設置届の受理)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、特定路外駐車場設置の届出等に関する事務を行う。	区								<p>○高齢者、障害者等の円滑な移動を確保する事務であり、指定都市、中核市及び特例市に移譲されている事務である。現在、特別区が行っている路外駐車場の届出等に関する事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたきめ細やかで一貫した指導等が期待できる。</p>	区
		都								<p>○当該事務は特定路外駐車場の設置の届出等に関する事務であり、当該事務に基づく届出を駐車場法に基づく届出に添付して行うことは可能である。</p> <p>○駐車場法による届出は既に事務処理特例条例により特別区が実施していることから、特別区が行ったほうが効率的であり、申請者にもメリットがある。</p> <p>よって、当該事務は、区に移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 75 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	特定建築物の基準適合報告などに関する事務(特定路外駐車場設置届の受理)	<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務は特定路外駐車場の設置の届出等に関する事務であり、当該事務に基づく届出を駐車場法に基づく届出に添付して行うことは可能である。</p> <p>○駐車場法による届出は既に事務処理特例条例により特別区が実施していることから、特別区が行ったほうが効率的であり、申請者にもメリットがある。</p> <p>よって、当該事務は、区に移管する方向で検討する。</p>
	担当	建設局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック			
	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック		
		理由	
			総合評価
			都 区 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 75 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定建築物の基準適合報告などに関する事務(特定路外駐車場設置届の受理)		<p>< 考え方 ></p> <p>○高齢者、障害者等の円滑な移動を確保する事務であり、指定都市、中核市及び特別市に移譲されている事務である。現在、特別区が行っている路外駐車場の届出等に関する事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、路外駐車場の窓口が一本化され、地域の実情に応じたきめ細かな対応が図れることが期待できる。</p> <p>○特定路外駐車場の設置の届出の受理（法第12条第1項）及び基準適合の命令（法第12条第3項）については、地方分権改革推進委員会第1次勧告により、市へ移譲すべきとされた事務である。</p>
担当局	建設局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	
			総合評価
			都 ④ 保

検討対象事務の内容

大区分 75 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定建築物の基準適合報告などに関する事務(特定路外駐車場設置届の受理)	
担当	建設局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、特定路外駐車場設置の届出等に関する事務を行う。	(都における事務処理の状況) [設置] ・平成18年度の区部における届出実績(H18.12.20～H19.3.31) 2件 [参考] ・平成19年度の区部における届出実績(H19.4.1～H19.12.31) 6件
	(主な事務内容) ・特定路外駐車場の設置に係る届出等の受理(法第12条第1項、2項) ・路外駐車場管理者に対する是正命令(法第12条3項) ・路外駐車場管理者からの報告及び立入検査(法第53条2項)	[設置変更] ・平成18年度の区部における届出実績(H18.12.20～H19.3.31) 0件 [参考] ・平成19年度の区部における届出実績(H19.4.1～H19.12.31) 0件
	※特定路外駐車場とは、駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(道路法第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。	[是正命令] ・平成18年度の区部における是正命令実績(H18.12.20～H19.3.31) 0件 [参考] ・平成19年度の区部における是正命令実績(H19.4.1～H19.12.31) 0件
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく事務分担は行っていない。	
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無		
(その他) ・法第12条第1項により、特定路外駐車場の設置に関する届出について、指定都市、中核市、特例市に事務が移管されている。 ・駐車場法に基づく路外駐車場の管理者からの設置の届出の受理については、平成15年度から特別区に移管済み。	[立入検査] ・平成18年度の区部における是正命令実績(H18.12.20～H19.3.31) 0件 [参考] ・平成19年度の区部における是正命令実績(H19.4.1～H19.12.31) 0件	

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

88 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務											
(1) 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務	<p>中心市街地の活性化に関する法律に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に定められた中心市街地区域の、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務を行う。</p>	区								<p>○中心市街地の活性化を図るための事務であり、都道府県のほか指定都市が実施主体とされている事務である。地域の実情に応じて総合的な対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	△	△						<p>○中心市街地活性化法は、中心市街地における都市機能の増進などを総合的・一体的に推進することを目的とするものである。</p> <p>○本事務は、中心市街地において、大規模小売店舗の立地に係る規制を緩和するものであり、規制の緩和の影響が近隣の区市に及ぶことが想定され、広域的な対応が必要な事務であり、都道府県事務とされている。</p> <p>○一方、規制の緩和は生活環境等への影響に配慮して行うことが求められることから、地域の実情に詳しい特別区が担うことが望ましいとも考えられる。</p> <p>○大規模小売店舗の立地による生活環境等への影響は、特別区全体へ及ぶものではなく、特別区が一定規模以上になれば当該事務を担うことは可能である。</p> <p>よって、当該事務は、特別区へ移管する方向で検討する。ただし、区界に大規模小売店舗が進出する場合などにおいては、複数区による調整が必要となる場合があることから、課題として検討する必要がある。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 88 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	第一種大規模小売店舗立地法特別区域の指定に関する事務	< 考え方 >
	担当	産業労働局	○中心市街地活性化法は、中心市街地における都市機能の増進などを総合的・一体的に推進することを目的とするものである。
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 「認定中心市街地」に立地する大規模小売店舗（以下「大型店」という。）については、指定する特別区域の存する区市町村の地域のみならず近隣の区市町村への影響が想定されることから、中心市街地活性化法（以下「法」という。）は、大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）と同様に都道府県及び政令指定都市が特別区域を定めることと規定している。ただし、近隣区域との調整については都全体に係る広域での調整は不要である。	○本事務は、中心市街地において、大規模小売店舗の立地に係る規制を緩和するものであり、規制の緩和の影響が近隣の区市に及ぶことが想定され、広域的な対応が必要な事務であり、都道府県事務とされている。
	△		○一方、規制の緩和は生活環境等への影響に配慮して行うことが求められることから、地域の実情に詳しい特別区が担うことが望ましいとも考えられる。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由 特別区域の要請と指定を同一の自治体で行なうこととなるため、特別区域を定めるに当たって、近隣区市町村への影響等が懸念される。	○大規模小売店舗の立地による生活環境等への影響は、特別区全体へ及ぶものではなく、特別区が一定規模の以上になれば当該事務を担うことは可能である。
	△		よって、当該事務は、特別区へ移管する方向で検討する。ただし、区界に大規模小売店舗が進出する場合などにおいては、複数区による調整が必要となる場合があることから、課題として検討する必要がある。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	
			総合評価
			都 区 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 88 中区分 1 小区分

事業名	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○大規模小売店舗立地法の特例措置として、大規模小売店舗の新設等の手続を緩和し、迅速な出店等を促進することにより中心市街地の活性化を図る必要がある区域の指定等の事務であり、都道府県のほか指定都市が実施主体とされている事務である。</p> <p>大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務（④-36）と同様に、地域の实情に応じて総合的な対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例により移管することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○市街地の活性化を目的としているものであり、現在、特別区が行っている商店街活性化事業や空き店舗対策事業等とあわせ、地域の特性や実情を考慮した総合的な対応を講じられることが期待できる。</p> <p>なお、現状においては、法に基づく中心市街地及び特例区域の指定実績はない。</p> <p>○複数区に影響する事例が生じた場合の特別区間の連携の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局	産業労働局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
価	チェック	理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
			総合評価
			都 ④ 保

検討対象事務の内容

4

大区分 **88** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定に関する事務	
担当	産業労働局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の活性化に関する法律(以下「法」という。)に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に定められた中心市街地区域の、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務を行なう。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区部における法に基づく特例区域の指定件数 : 0件(平成19年12月末日現在) ※東京都内で法に基づく中心市街地の認定なし。
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定(法第36条第1項) ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域を指定したときの公告(法第36条第2項) ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域案の作成に際しての市町村との協議(法第36条第4項) ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定に係る市町村からの要請の受理(法第36条第5項) ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域案の作成に際しての住民等の意見の反映(法第36条第6項) ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域案の公告・縦覧(法第36条第7項) ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域の店舗からの届出の受理(法第37条第2項) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行なっていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p style="padding-left: 20px;">無</p>	
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務は、法第36条により都道府県及び政令指定都市が処理するものと規定している。 	

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

20 指定区間外国道管理などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 指定区間外国道管理などに関する事務											
(1) 指定区間外国道管理などに関する事務（特例都道を含む）	道路法に基づき、定区間外国道（特例都道を含む。）に係る道路区域の決定・供用開始、築造・維持補修、占用許可等の道路管理に関する事務を行う。	区	△							○指定区間外国道や都道府県道の管理等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。当該道路の広域性を踏まえた移譲を考慮する必要があるが、都による管理により行わなければならないものを除き、特別区に移譲する方向で検討すべきである。 地域の実情を踏まえた迅速でより効率的な整備や管理が行えるようになることが期待できる。	都・区
		都	○			△				○大都市東京における幹線道路網を構成する路線は、日本の幹線道路網を形成するものであり、また、首都機能を担う基幹的な都市基盤であることから、都が広域的な道路ネットワークとして一元的、効率的に整備・管理する必要がある。 ○一方、昭和56年度都区検討委員会での合意等に基づき、地域内道路化した都道については、特別区への移管を図ってきている。 ○今後、特別区の区域や道路環境の変化により地域内道路化する都道については、引続き特別区へ移管する方向で検討する。	都・区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 20 中区分 1 小区分 (1)

事業名	指定区間外国道管理などに関する事務(特例都道を含む)		<p>< 考え方 ></p> <p>○大都市東京における幹線道路網を構成する路線は、日本の幹線道路網を形成するものであり、また、首都機能を担う基幹的な都市基盤であることから、都が広域的な道路ネットワークとして一元的、効率的に整備・管理する必要がある。</p> <p>○一方、昭和56年度都区検討委員会での合意等に基づき、地域内道路化した都道については、特別区への移管を図ってきている。</p> <p>○今後、特別区の区域や道路環境の変化により地域内道路化する都道については、引き続き特別区へ移管する方向で検討する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年の「都区制度改革実施大綱」中、役割分担を明確にする事務事業として、特例都道の設置・管理については、「現都道のうち地域内のための道路を区に移管し、都道を広域的な役割を果たす幹線道路に整理する。現特例都道のうち、一般都道の認定基準に該当する道路及び首都機能上、大都市経営上、都道として管理する必要がある道路を管理し、それ以外のものを区に移管する(移管対象道路29路線)。」と整理した。 その際、「今後、区の要望等に基づき、新たに区に移管すべき道路が生じた場合は、関係区と協議のうえ、協議の整ったものから移管する。」としている。 また、「行財政改革実行プログラム(平成18年7月)」においても、「地域内道路化した都道については、対象路線の再精査(18年度)や区市町村との協議を踏まえ、移管促進計画を策定(19年度～)し、区市町村への移管を行う。」としている。
担当	建設局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 チェック ○	理由 都道及び指定区間外国道は、大都市東京における幹線道路網を構成しており、広域的な道路ネットワークを一体的かつ効率的に構築する必要がある。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい障が生じると考えられる事務かどうか。 チェック △	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック △	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック △	理由 現在の都道等の整備・管理のレベルを維持するには、財政的、人材的負担に対応できる行政規模が必要である。	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 チェック △	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 チェック △	理由	
業	(7) その他特段の事情があるかどうか。 チェック △	理由	
	(8) その他特段の事情があるかどうか。 チェック △	理由	
評			
価			
			総合評価 都 区 保

検討対象事務評価個票

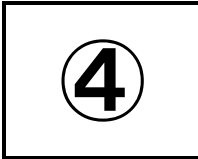
〔区〕

④

大区分 20 中区分 1 小区分 (1)

事業名	指定区間外国道管理などに関する事務(特例都道を含む)		<p>< 考え方 ></p> <p>○指定区間外国道や都道府県道の管理等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。当該道路の広域性を踏まえた移譲を考慮する必要はあるが、都による管理により行わなければならないものを除き、特別区に移譲する方向で検討すべきである。</p> <p>○指定都市以外の市においても、都道府県に協議しその同意を得れば、当該事務を行うことができると規定されており、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区に移譲することで、地域の実情を踏まえた迅速でより効率的な整備や管理が行えることが期待できる。</p> <p>○少なくとも特例都道については、特別区に移管する方向で検討すべきであるが、広域的視点が必要な事項の調整等に関する都区間の具体的な役割分担や特別区間の連携の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局	建設局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	△	○特別区が担うことで、地域の実情を踏まえた整備や管理が可能となる一方、広域的な整備計画との整合、調整を図る必要があり、都区の役割分担のあり方を整理する必要がある。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		
			総合評価
			都 区 保

検討対象事務の内容



大区分 20 中区分 1 小区分 (1)

事業名	指定区間外国道管理などに関する事務(特例都道を含む)
担当	建設局

事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・道路法(以下「法」という。)に基づき、指定区間外国道(特例都道を含む。)に係る道路区域の決定・供用開始、築造・維持補修、占用許可等の道路管理に関する事務を行う。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>(工事が小規模である国道の新設又は改築) 工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについて、国道の新設又は改築を行う。(法第12条)</p> <p>(指定区間外国道の管理) 原則、維持、修繕、災害復旧その他の管理(例:道路区域の決定・変更、供用開始、道路台帳整備、路面等の維持補修、占用許可等)を行う。(法第13条第1項)</p> <p>(都道の管理) 新設・改築、維持、修繕、災害復旧その他の道路法上の管理(例:道路区域の決定・変更、供用開始、道路台帳整備、道路の新設・改築、路面等の維持補修、占用許可等)を行う。(法第15条)</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無</p> <p>・昭和40年の東京都区長委任条項の改正まで、都道等の管理を特別区長に委任していた。 ・昭和27年の地方自治法改正に伴い、昭和28年、36年、40年に都道(主に旧東京市道)の一括移管を、昭和56年、平成12年の都区制度改革等により、地域内化した都道を移管している(都道を廃止し、区が区道として管理している。)</p> <p>(その他) 標記事務は、原則として都道府県の権限に属するものであるが、法第17条第1項の規定により指定市の区域内においては当該市が行うこととされている。 なお、同条第2項の規定により指定市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得れば標記事務を行うことができることとされている。 ただし、指定市以外の市は、管轄行政区域内の一部の路線又は一部の区間のみに限り管理を行なうことはできるが、管理行為の一部のみを行なうことはできない。</p> <p>※なお、標記の事務に関連し、道路管理者として行う別紙の事務については、標記の事務の検討と一緒にすることとする。</p>

(都における事務処理の状況)

平成19年4月現在

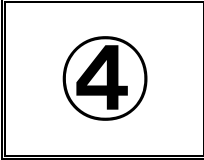
	路線数(A)	(A)のうち 区内経過路線
指定区間外国道	8路線	6路線
一般都道	178路線	39路線
うち主要地方道	50路線	19路線
うち自動車専用道路等	7路線	5路線
特例都道	114路線	
うち主要地方道	16路線	
うち自動車専用道路等	18路線	

特例都道とは(法89条第1～2項)

①都の特別区の存する区域においては、都知事は、第7条第1項各号に掲げる基準によらないで、議会の議決を経て、都道の路線を認定し、変更し、又は廃止することができる。この場合においては、第74条第1項の規定により国土交通大臣に協議することを要しない。

②都知事は、前項の規定により都道の路線を認定し、変更し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ当該路線の存する特別区の長の意見を聞かなければならない。

検討対象事務の内容



大区分 38 中区分 1 小区分 (1)

事業名	軌道敷地の無償道路敷地化などに関する事務	
担当	建設局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・軌道法(以下「法」という。)に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、軌道敷地の無償道路敷地化などを行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>*これまで同法に基づく道路整備の実績はない。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>・都道府県知事の指示による道路への軌道敷設工事及びこれに関連する道路工事の実施(法第9条)</p> <p>・軌道敷地の無償道路敷地化(法第9条)</p> <p>・軌道経営者が行う道路の維持修繕にかかる費用負担についての軌道経営者との協議(法第12条)</p> <p>・軌道に関する工作物の使用を廃止した場合における都道府県知事の指示による原状回復(法第24条)</p>	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。</p> <p>・当該法による資料提供協力は道路管理者とされており、区道については、道路管理者である区で処理している。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無)</p> <p>無</p>	
<p>(その他)</p> <p>標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)</p>		

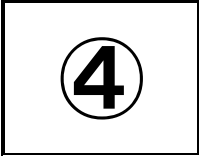
検討対象事務の内容

4

大区分 43 中区分 1 小区分 (1)

事業名	有線電気通信設備設置状況資料提出などに関する事務	
担当	建設局	
事	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(以下「法」という。)に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、総務大臣に対し、資料の提供その他の協力を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有線音楽放送線1, 431, 484mについて、占用許可を行っている(平成18年度実績)。 ・法第9条の2の規定に基づき、総務大臣に資料の提供、その他の協力を行った実績はない。
	<p>(主な事務内容)</p> <p>法第3条の2(法令に基づく処分を受けずに設置されている有線電気通信設備等を用いた有線ラジオ放送の禁止)の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、総務大臣の求めに応じ、資料の提供その他の協力を行う。(法第9条の2)</p>	
内	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。 ・当該法による資料提供協力は道路管理者とされており、区道については、道路管理者である区で処理している。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無)</p> <p>無</p>	
容	<p>(その他)</p> <p>標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)</p>	

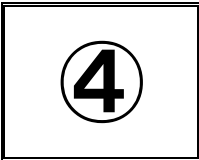
検討対象事務の内容



大区分 44 中区分 1 小区分 (1)

	事業名 道路管理上の措置の意見陳述などに関する事務 担当 建設局	
事務の内容	(事務の概要) ・道路運送法(以下「法」という。)に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、道路管理上の措置の意見陳述などに関する事務を行う。	(都における事務処理の状況) 処理件数 平成18年度 85件 平成19年度 43件(平成20年1月25日現在)
	(主な事務内容) ・バス路線の新設やルート変更などの申請があった際、当該経路中の都管理道路に対し、旅客自動車道路運送事業の処分に関して道路構造や設備に対する意見を陳述(法第91条)	
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。 ・当該法による意見照会先は道路管理者とされており、区道については、道路管理者である区で処理している。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無) 無	
	(その他) 標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)	

検討対象事務の内容



大区分 46 中区分 1 小区分 (1)

事業名	地方道路公社の県道等新設許可同意などに関する事務	
担当	建設局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・道路整備特別措置法(以下「法」という。)に基づき、首都高速道路株式会社及び地方道路公社等が建設する高速道路や一般国道等の新設又は改築等に対する同意に関する事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>平成19年6月に、「八王子中央有料道路(ひよどり山有料道路)」を無料化して八王子へ移管したため、現在、東京都道路公社が管理する有料道路は「稲城大橋有料道路」(稲城市～府中市)のみである。 なお、この「稲城大橋有料道路」については、21年度以降早期に無料化することも検討されている。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>・首都高速道路株式会社等が高速道路の新設、改築、料金の徴収に関する国土交通大臣の許可を受けようとする場合において、申請に係る高速道路が指定区間外の一般国道又は都道である場合に対する同意(法第3条第3項)</p> <p>・地方道路公社が一般国道等の新設、改築、料金の徴収に関する国土交通大臣の許可を受けようとする場合において、申請に係る道路が、指定区間外の国道(その新設又は改築が当該指定区間外国道の存する地域の利害に特に関係があると求められるものに限る)又は都道である場合に対する同意(法第16条)</p>	<p>② 過去の同意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年一定 「八王子中央有料道路(ひよどり山有料道路)事業」の許可変更に対する同意(料金の徴収期間の変更) ・平成15年三定 「八王子中央有料道路(ひよどり山有料道路)事業」及び「第二多摩川原橋有料道路(稲城大橋有料道路)事業」の許可変更に対する同意(料金の変更) ・平成12年二定 「八王子中央有料道路(ひよどり山有料道路)事業」の許可変更に対する同意(工事方法及び料金の変更) ・平成10年三定 「第二多摩川原橋有料道路(稲城大橋有料道路)事業」の許可変更に対する同意(工事方法及び料金の変更) ・平成 8年二定 「八王子中央有料道路(ひよどり山有料道路)事業」に対する同意 ・平成 6年四定 「第二多摩川原橋有料道路(稲城大橋有料道路)事業」の許可変更に対する同意(工事方法及び料金の変更) ・昭和63年四定 「第二多摩川原橋有料道路(稲城大橋有料道路)事業」に対する同意 <p>(首都高に係る最近の同意事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年一定 「首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更」に対する同意(首都高速道路の新設、改築及び料金徴収) ・平成12年二定 「首都高速道路公団の基本計画の変更」の協議(晴海線に関する記述、工事に要する費用の概算額及び工事の予定年度の変更) ・平成 6年三定 「首都高速道路公団の基本計画の変更」の協議(晴海線の追加、12号線の変更) ・平成 2年三定 「首都高速道路公団の基本計画の変更」の協議(目黒板橋線の追加) ・平成 元年四定 「首都高速道路公団の基本計画の変更」の協議(工事に要する費用の概算額の変更)
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 ・道路公社は、区市町村道についても国土交通大臣の許可を得て当該道路を新設又は改築して、料金を徴収することができ(法第10条)、その場合はあらかじめ区市町村道管理者の同意を得ており、練馬区において事例がある。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p> <p>(その他)</p> <p>・標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)</p> <p>・首都高速道路株式会社等の県道等新設許可同意などに関する事務 首都高速道路株式会社等が、高速道路を新設し、又は改築して料金を徴収するために国土交通大臣への許可を受けようとするときは、道路整備特別措置法に基づく同様の事務がある(さいたま市、川崎市、横浜市は行なっている。)</p>	

検討対象事務の内容

4

大区分 **47** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	国道管理施設の管理方法決定などに関する事務
担当	建設局
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>・高速自動車国道法(以下「法」という。)に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、共用高速自動車国道管理施設の管理の方法及び管理費用の分担について国土交通大臣又は高速道路株式会社と協議を行う。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>・ 都内における高速自動車国道の新設又は改築に関する整備計画への意見の陳述(法第5条第5項)</p> <p>・ 道路が高速自動車国道と隣接し、又は近接している場合において、共用高速自動車国道管理施設の管理の方法に関する国土交通大臣又は高速道路株式会社との協議(法第7条の2)</p> <p>※ 共用高速自動車国道管理施設とは(法第7条の2)</p> <p>道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、道路の排水その他の高速自動車国道の管理のための施設又は工 作物で、当該高速自動車国道と隣接し、又は近接する他の道路から発生する道路交通騒音により生ずる障害の防止又 は軽減、当該他の道路の排水その他の当該他の道路の管理に資するもの</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・ 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。</p> <p>・ 当該法による協議先は道路管理者とされており、区道については、道路管理者である区で処理している。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況)：(有・無)</p> <p>無</p>
	<p>(その他)</p> <p>標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都 道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外 の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)</p>

検討対象事務の内容

④

大区分 49 中区分 1 小区分 (1)

事業名	自動車交通禁止の際の意見陳述に関する事務	交通規制に関して、照会された実績は高い。
担当	建設局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) ・道路交通法(以下「法」という。)に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、公安委員会に対する意見の陳述や免許等に関する手数料を定める条例制定等の事務を行う。	
	(主な事務内容) ・公安委員会が都道等において道路標識等により交通の規制を行う場合に対する意見の陳述(法第110条の2)	
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。 ・当該法による意見照会先は道路管理者とされており、区道については、道路管理者である区で処理している。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無	
容	(その他) 標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)	

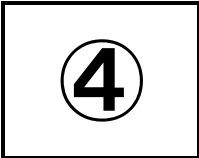
検討対象事務の内容

4

大区分 51 中区分 1 小区分 (1)

事業名	踏切道の改良などに関する事務	
担当	建設局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切道改良促進法(以下「法」という。)に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、立体交差化計画等に係る鉄道事業者との協議、踏切道の改良の実施、実施に要する費用に係る鉄道事業者との協議及び当該費用負担を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>踏切道改良に係る調整箇所数(H19年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 立体交差化 31箇所 構造改良 9箇所 9 歩行者立体横断施設 4箇所
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が国土交通大臣に対し、踏切道改良促進法第3条第1項に基づく指定をすべき旨を申し出るにあたっての意見の陳述(法第3条第2項) 国土交通大臣により改良が必要と認められ改良方法の指定があった踏切道について、鉄道事業者との協議により立体交差化計画等を作成し、国土交通大臣に提出。変更する場合も同様に提出。(法第4条第1項) 立体交差化計画等に基づく当該踏切道の改良の実施(法第5条) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。 当該法による協議先等は道路管理者とされており、区道については、道路管理者である区で処理している。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>	
	<p>(その他)</p> <p>標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)</p>	

検討対象事務の内容



大区分 53 中区分 1 小区分 (1)

事業名	建設完了後の占用予定者に対する占用許可などに関する事務	
担当	建設局	
事務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>・共同溝の整備等に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、共同溝の建設及び管理に関する規程等を整備し、共同溝の建設整備を行なうとともに、共同溝の道路占用許可等の事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>現在、都道管理者が管理する共同溝は、11箇所 延長約15キロある。 平成15年完成した立川共同溝を最後に、新たな整備計画はない。 そのため、若干の管理規程の変更や共同溝内の個別の占用変更に係わる手続きのみ事務処理は行っている。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>事 務 の 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣が共同溝整備道路を指定する場合に対する意見陳述(法第3条第2項) ・共同溝に入溝予定者である公益事業者(水道、下水道など)に対する意見の聴取、意見を踏まえた共同溝の建設、建設する旨の公示(法第5条) ・共同溝整備計画の作成、修正、廃止(法第6～8条) ・共同溝管理規程の策定(法第11条) ・占用予定者に対する占用許可(法第14条) ・占用者が共同溝の入溝に係る権利義務を他事業者へ譲渡する場合には道路管理者の許可が必要(法第17条) ・共同溝内に設置する公益物件(占用物件)が基準等に適合しない場合における撤去、移設、除却等の命令(法第19条) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。 ・当該法による上記の事務は道路管理者が行うこととされており、区道については、道路管理者である区で処理している。(共同溝がないので、実績はなし。) 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無)</p> <p>無</p>	
	<p>(その他)</p> <p>標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)</p>	

検討対象事務の内容

4

大区分 55 中区分 1 小区分 (1)

事業名	実施計画の策定・提出などに関する事務
担当	建設局

事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、交通事故が多発している道路その他特に交通の安全を確保する必要がある道路について、国道、都道、区道の道路管理者が一体となり総合的計画を策定し、交通安全施設等整備事業を実施する。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>・国家公安委員会及び国土交通大臣が定める特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定に関する意見の陳述(法第3条)</p> <p>・重点計画の計画期間における特定交通安全施設等整備事業の実施計画の作成及び国家公安委員会又は国土交通大臣への提出(法第4条)</p> <p>・実施計画に基づく特定交通安全施設等整備事業の実施(法第5条)</p> <p>※ 特定交通安全施設等整備事業とは(法第3条第1項)道路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して内閣府令・国土交通省令で定める基準に従い、特に交通の安全を確保する必要があると認められた道路を、交通安全施設等整備事業(①都道府県公安委員会が行う信号機、道路標識又は道路掲示及び交通管制センターの設置に関する事業、②道路管理者が行う横断歩道橋及び道路標識、さく、街灯又は区画線の設置に関する事業)でこれに要する費用の全部又は一部を国が負担・補助するもの。</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。</p> <p>・当該法による事務は道路管理者が行うこととされており、区道については、道路管理者である区が処理している。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>
内容	<p>(その他)</p> <p>標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)</p>

(都における事務処理の状況)

・区部に係る交通安全施設費(平成19年度)

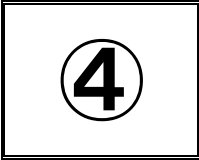
事業名	金額
歩道の整備	908,480 千円
自転車道網	255,000 千円
横断歩道橋	100,000 千円
第2次交差点すいすいプラン	843,000 千円
交差点改良	124,875 千円
中央帯	16,000 千円
区画線	30,600 千円
車道改良	32,500 千円
視覚障害者誘導用ブロック	34,200 千円
道路標識	52,075 千円
道路照明	80,525 千円
防護柵	18,300 千円
視線誘導標	5,000 千円
無電柱化	4,276,400 千円
道路の修景	51,223 千円
シンボルロード	416,644 千円

特定交通安全施設等整備事業を実施すべき指定道路数

(東京都申請路線数一覧)

種別	路線数
国道(指定区間外)	4
都道	282
区道	2,014
計	2,300

検討対象事務の内容



大区分 63 中区分 1 小区分 (1)

事業名	道路占用許可などに関する事務	
担当	建設局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油パイプライン事業法(以下「法」という。)に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、道路内に設置される石油パイプラインの道路占用許可(道路法)を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>現在、東京都が管理する道路内に石油パイプライン事業法に基づき設置された占用物件はない。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油パイプライン事業の用に供する導管の道路への設置に関する意見の陳述(法第35条第1項) <p>※石油パイプライン事業とは(法第2条第3項) 一般の需要に応じ、石油パイプライン(石油輸送を行う施設の総体)に属する導管を使用して石油輸送を行う事業</p>	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。 ・当該法による意見照会先等は道路管理者とされており、区道については、道路管理者である区で処理している。(実態としては実績はなし。) 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無)</p> <p>無</p>	
<p>(その他)</p> <p>標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)</p>		

検討対象事務の内容

4

大区分 64 中区分 1 小区分 (1)

事業名	有線テレビジョン放送施設設置状況資料提出などに関する事務	
担当	建設局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有線テレビジョン放送法(以下「法」という。)に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、総務大臣に対し、資料の提供その他の協力を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有線テレビ放送線1, 005, 039mについて、占用許可を行っている。 ・法第30条の規定に基づき、総務大臣に資料の提供、その他の協力を行った実績はない。
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第12条の2(法令に基づく処分を受けずに設置されている有線テレビジョン放送施設等を用いた有線テレビジョン放送の禁止)の規定の違反に係る有線テレビジョン放送施設の設置の状況等について、総務大臣の求めに応じた資料の提供その他の協力(法第30条) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。 ・当該法による資料提供協力は道路管理者とされており、区道については、道路管理者である区で処理している。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>	
容	<p>(その他)</p> <p>標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)</p>	

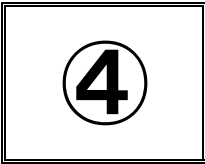
検討対象事務の内容



大区分 65 中区分 1 小区分 (1)

事業名	都市モノレール建設への配慮などに関する事務	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>多摩都市モノレールの整備にあたっては、その建設に配慮した都道の整備を行った。 なお、現在開業している多摩都市モノレール(上北台～多摩センター)を除き、都市計画決定している路線はない。</p>
担当	建設局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>都市モノレールの整備の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、都市モノレールの建設に対し配慮する。</p>	
	<p>(主な事務内容)</p> <p>都市モノレールについて都市計画が定められている場合において、当該都市モノレールの路線に係る道路を新設・改築する際の都市モノレール建設への配慮(法第5条)</p>	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。 ・当該法による配慮は道路管理者の責務とされており、区道については、道路管理者である区で処理している。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>	
容	<p>(その他)</p> <p>標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)</p>	

検討対象事務の内容



大区分 68 中区分 1 小区分 (1)

事業名	道路交通騒音障害防止促進などに関する事務
担当	建設局
事務の内容	(事務の概要) ・幹線道路の沿道の整備に関する法律(以下「法」という。)に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道を含む。以下同じ。)の管理者として、道路交通騒音障害防止促進などに関する事務などを行う。
	(主な事務内容) ・都道府県知事が沿道整備道路を指定する際の都道府県知事との協議(法第5条) ・都道府県公安委員会と共同で道路交通騒音減少計画の策定(法第7条) ・都道府県知事、都道府県公安委員会及び関係市町村と沿道整備協議会を組織すること(法第8条) ・緩衝建築物の建築等に要する費用の負担(法第12条) ・防音構造化の促進のための助成その他の措置(法第13条)
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。 ・当該法による資料提供協力は道路管理者とされており、区道については、道路管理者である区で処理している。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無) 無
内容	(その他) 標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)

(都における事務処理の状況)

1 沿道整備道路指定状況一覧表

路線名	区間	延長(km)	沿道整備道路の指定年月日	沿道地区計画決定年月日	
環状七号線	大田区大森本町二丁目～江戸川区臨海町四丁目	55.5	58.11.17 59.08.04 62.12.28 02.03.20	60.06.03～09.11.20 (358.7ha)	
環状八号線	練馬区北町六丁目	0.4	58.11.17	59.11.19～15.01.31 (154.2ha)	
	練馬区春日町二丁目	0.4	61.03.26		
	練馬区錦二丁目～練馬区北町六丁目	1.2	12.03.10		注
	板橋区相生町	0.7	元.09.19		
	板橋区志村三丁目～板橋区小豆沢四丁目	1.7	05.07.20		
	杉並区(全線)	6.5	06.09.30		
	世田谷区(全線)	10.7	13.03.15		
笹目通り	練馬区南田中四丁目～練馬区旭町一丁目	3.7	14.03.08	15.11.14 (21.6ha)	
目白通り	練馬区中村北二丁目～練馬区大泉町五丁目	4.9	15.11.25	注	
中原街道	品川区平塚二丁目～品川区旗の台五丁目	2.4	17.04.07	18.12.20 (9.6ha)	
	大田区南千束一丁目～大田区南雪谷二丁目	2.6	17.04.07	20.5.1 (10.4ha)	
一般国道4号(日光街道)	足立区梅田一丁目～足立区西保木間四丁目	5.1	59.08.04	62.01.23～元.03.20 (29.8ha)	
一般国道254号(川越街道)	板橋区中丸町～板橋区桜川三丁目	4.1	08.09.18	09.11.20 (24.5ha)	
	板橋区赤塚新町一丁目～板橋区成増二丁目	2.4	12.03.10		注
	練馬区錦一丁目～県境	2.2			
計(7路線)		111.5		(608.8ha)	

2 沿道整備促進施策実績(昭和60～平成19年度)

- ・緩衝建築物の建築費等の一部負担:318棟
- ・防音構造化の推進(防音工事助成):9,561戸

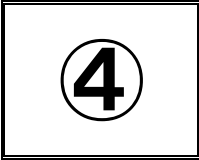
検討対象事務の内容

④

大区分 **69** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	道路への敷設申請に係る意見陳述などに関する事務	
担当	建設局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業法(以下「法」という。)及び鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令(以下「政令」という。)に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、鉄道路線を道路に敷設する許可を受けようとする場合に意見を述べる。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>最近では、東京メトロに対する13号線(副都心線)の意見陳述のみである。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道路線を道路に敷設する許可を受けようとする場合の都道府県知事に対する意見陳述(政令第2条) <p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道線路は、道路法による道路に敷設してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りではない。(法第61条) ・都道府県知事は、鉄道線路を道路に敷設する許可を受けようとする者から申請書の提出があったときは、道路管理者の意見を聴き、当該聴取した道路管理者の意見を記載した書類を申請書に添付し、かつ、当該申請に対する意見を付して、国土交通大臣に進達しなければならない。(政令第1条、第2条) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。 ・当該法による意見照会先は道路管理者とされており、区道については、道路管理者である区で処理している。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無)</p> <p>無</p>	
	<p>(その他)</p> <p>標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)</p>	

検討対象事務の内容



大区分 72 中区分 1 小区分 (1)

事業名	占用予定者への占用許可などに関する事務	
担当	建設局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、電線共同溝の整備計画、電線共同溝への占用許可等に関する事務を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○整備状況 <ul style="list-style-type: none"> 18年度末 区部の電線共同溝の整備状況 99km ○整備計画 <ul style="list-style-type: none"> 今後、センター・コア・エリア内及びオリンピック関連施設周辺について、無電柱化をめざしている。「10年後の東京」センター・コア・エリア 無電柱化率(50%⇒100%) ○占用許可 <ul style="list-style-type: none"> 電線共同溝については、整備中においては、道路法32条による道路占用許可、整備後については、電線共同溝法による占用許可を行っている。許可対象となる電線管理者は、東京電力、NTTほか電気、通信事業者である。
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電線共同溝を整備する道路の指定(法第3条第1項、第2項及び第4項) 電線共同溝の建設完了後の占用許可申請の勧告(法第4条第2項) 電線共同溝の建設(法第5条第1項及び第2項) 電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出受理(法第6条第2項) 電線共同溝の増設(法第8条第1項、第2項) 電線共同溝整備道路における道路占用許可等の制限(法第9条) 占用予定者に対する電線共同溝への占用許可(法第10条) 占用予定者であった者以外の者に対する電線共同溝への占用許可(法第11条第1項) 電線共同溝の占用に係る変更の許可(法第12条) 占用許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡の承認(法第15条第1項) 電線共同溝の占用者が敷設する電線が基準に適合しない場合の措置命令(法第16条第2項) 公益上やむを得ない必要が生じた場合の措置命令(法第17条) 電線共同溝管理規程の策定(法第18条) 電線共同溝の占用期間が満了した場合などにおける現状回復についての指示(法第20条第2項) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。 当該法による上記の事務は道路管理者とされており、区道については、道路管理者である区で処理している。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無)</p> <p>無</p>	
<p>(その他)</p> <p>標記の事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理(1-④-20参照)の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。(道路法第17条)</p>		